

第12日目（3月13日）

- 議 長（関 常幸君） おはようございます。早朝より傍聴ありがとうございます。
小野塚彩那選手、ワールドカップ総合優勝おめでとうございます。

〔拍手〕

南魚沼市議会を代表してお祝い申し上げます。さらに技を磨き、不動の世界一になってください。

- 議 長 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

- 議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

- 議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

- 議 長 質問順位18番、議席番号26番・若井達男君。

○若井達男君 おはようございます。一般質問も4日目となりました。4日目の1番ということで、かなり緊張しております。また、私にとりましては慣れない通告内容で、これまたかなりの緊張を持っております。ひとつよろしく願いいたします。

城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

ここにありますように、城内・大巻・五十沢3中学校統合の理念はいかんということ通告しておりました。平成30年4月1日開校を目指して今、準備が進められておるところでございます。校名も「南魚沼市立八海中学校」と決定をしました。この後は校歌、校章、制服等またあわせて学校教育目標等も随時制定していくわけですが、やはりこれらのもととなるものは理念であるというふうに考えるところでございます。そして、この3中の統合にかかわらず、きのうも23番議員、また教育長との間で熱く交わされました小学校の統合等も今まさに大きな課題として出ているところでございます。そんなことで、もうここから降りて質問席からやれば私の前段の質問はこれでいいのではないかというふうに思うほどでございますが、今少しこの3中の統合について壇上からお話をさせていただきます。

この3中の統合につきましては、平成19年7月、市の教育委員会から小中学校、学区再編検討委員会のほうに諮問がされました。それを受けて平成20年の2月には中間報告がなされ、そして最終答申が平成20年11月20日出されております。その中において、今、中学につきましては、塩沢はもう合併前の統合で1中、同じく旧大和地区におきましても、合併前に1中となっておりますけれども、この旧六日町地区におきましては六日町中学校ほか、いまこの3中となっております城内、大巻、五十沢この中学校が存続しております。そうした中、検討委員会に諮問をしたわけでありましたが、このときもやはり諮問に当たっては理念というものが掲げられました。検討委員会としてやはり理念を持って、この統合計画案、諮問について進めていかなくてはならないというようなことが再編委員会のほうには出ております。理念の前段としまして、まず1つとして小中学校の規模、それから配置の適正化にかかる基本方針を1つ考えて

ください。もう1つとして、適正規模、適正配置の具体策を考えてくださいということが諮問の大きな柱でございました。そしてそれに当たって検討委員会は、やはり検討に当たって私たちは理念を持たなくてはならないというようなことで、その理念の1つとしまして、教育環境としての適正規模の範囲の確保を1つの理念とする。もう1つとして学区再編を進めるためには、保護者や地域の理解が不可欠であると、この2つが大前提である。それを1つ理念として進めようということで、スタートいたしました。

そして、この検討委員会のスタートに当たりましては、平成21年、この年に保護者と区長会で説明がまずされました。そして、この前段につきましては、私も当時議長という立場だったのですが、西五十沢小学校と五十沢小学校の統合について、地域は違いますが五十沢地区の住民から「若井さん、五十沢地区の小学校の統合は、議会で決めたそうではないですか」と、そういうお話をいただきました。私も当然のことながら、それはそうです。議会が最終的にこれは決定しております。これは予算ですと、予算が当然のことながらあります。しかしながら、決定の前段については、それぞれの地区においてPTA、それから地域の住民それぞれの懇談会、それらをもとに教育を考える会そういうものを立ち上げて、地域で何回も何回も協議を重ねた上にまとめたのですよ、というようなお話をそのときさせていただきました。

そんなことで、私も今は教育長ということで南雲教育長がおられるのですが、当時は教育部長というようなことで、同じ地域内の小学校の統合でも地元の人たちからそういう声が上がりますよと。今度は地域を超えた中の2中でない、3中が統合するのですよと。これはいかに地域住民・保護者・PTA、そういったところとの意思疎通、連携がなくては進みませんよということを、私は当時の教育部長のほうにお話させていただきました。

そのようなことで、この平成21年の4月には保護者会、それから城内地域におきましては城内地域の4月の第一日曜、これは地域の最初の新年度の区長会でございます。その席において、これからこういう形で各地域の説明に回らせていただく。そしてその数は全集落といわれる65集落、地域を説明に回りました。そういうことがやはり功を奏したかということになるか、若干の異論等があったわけですが、いざ教育を考える会を立ち上げ、その場になったときには、かなりのペースで進んできておりました。

それで最終的の検討委員会は、3中合併やむなしと。はたしてこのやむなしという考え方がいいのかどうか。するべしという考え方がいいのか、その辺は置いておきましても、やはりこの3中は合併すべしというようなことで、3中合併に至っております。

そして、この教育委員会から、私たちは昨年の12月議会におきまして学校条例の一部改正というのが議案に提出されております。南魚沼市立学校設置条例の一部改正について。このときに大巻中学校、五十沢中学校、城内中学校を廃止し、市立八海中学校とする。南魚沼市上原129番地6に置くということが議決をされました。そして、これは施行日は平成30年4月1日ですということで、この条例の中ではなくってあります。これも当初は平成29年の4月1日というようなことで進んできたわけですが、当初の計画見込み違い等が見られまして、1年先延びになった。そういう中でこの3中が平成30年4月1日にスタートするというふうになっておりま

す。

そして、これからは先ほど申し上げましたように大切なこととしまして、学校教育目標をどこに置くのだ。校章はどういうふうになるのだ。制服はどうなのだという事は、今、協議、検討はされております。多分、きのうは統合協議会が開催されていると思いますが、その辺は何が協議されたか私はまだ把握はしておりませんが、またもう1歩進めようというようなことでやっておると思います。私は城内中学校の卒業生です。市長も城内中学校の卒業生です。私たち城内中学校を卒業したものは教育目標としますと、「清く賢くたくましい生徒」になると。これが我が母校城内中学校の教育目標なのです。しかし、ただそれだけではないのです。「八海山のように」というのが頭についているのです。「八海山のように清く賢くたくましく」と。そういった教育目標をこれからの新中学においても決定を見なくてはならない。校章は校章、やはりそれなりのその理念をあらわすものでなくてはならない。そういうことでひとつ、この3中を平成30年4月1日にスタートさせるについての、今までこの3中に対しての進め方の中に、先ほど申し上げましたように検討委員会は理念を立ち上げてやる。私は自分の聞き落としか、勉強の足りなさか、この3中統合の理念というものをまだ私自身が認識しておりません。そんなことでひとつ、この3中を開校するに当たっての理念をお聞かせください。

そして、冒頭申し上げましたように、中学校の今の再編は城内・大巻・五十沢のこの3中の統合でまず50年はこの形でいくでしょう。100年ということはちょっと申し上げられませんが、そのようなことで進むわけですけれども、その後の教育検討委員会からはこの市内の小学校をどのようにしていくかというようなことで、これも検討委員会からの答申も当然のことながら最終答申案の中に出てきております。その中については、きのう、先ほど申し上げました23番議員、それから教育長のほうで熱い議論が交わされました上田第一・第二小学校の統合ということはきのう教育長が述べたとおり、いまのこの2校の良さを持って、連携して、時期を見てからというようなことが答弁で出ております。ほか、旧大和地区におきましては、赤石小・三用小そして旧六日町地区におきましては、五日町・大巻小、そして旧塩沢地区の石打におきましても上関小・石打小。ほか特認校として今、頑張っております栃窪小学校の統廃合をするかしないか。同じく特認校として後山小学校。これらが諮問の結果、検討していかなくてはならない。そしてその中にも、ただこれを同時というわけにはいかない。

そういうことで、これも優先順位と——優先という言葉は適正でないかもしれませんが、順位をつけた中でやっというようになっております。そしてこれらもスタートは、全てしましたということは私は聞いております。しかし、今現在、この3中を別にしました小学校の統廃合がどのような形に置かれているのか。そしてこの後、どういった形で教育を——それぞれ教育を考える会が全部とは言いませんが、立ち上がっております。そういったところとどのような考えを出し合って進めていくのか。その辺についても(2)の3中学校統合後の計画ということで質問をさせていただくところでございます。

檀上からの質問は以上といたします。市長、答弁をよろしく願いいたします。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 市長。おはようございます。また傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

若井議員の質問に同じ城中OBとしてお答えを申し上げたところでございますけれども、教育問題でありますので、教育長に答弁させます。教育長の言うことは私の言うことだということでご理解いただきたいと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長 教育長。

○教育長 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

それでは若井議員の一般質問、城内・大巻・五十沢3中学校統合の理念はいかにについてお答えいたします。

前段で若井議員のほうから市全体の学区再編の過程、それから五十沢小学校の統合、そして3中学校の統合の経過について詳しく説明していただきました。感謝しております。説明したとおりでございます。

それでは、3中学の統合の理念はいかに、について答弁させていただきます。城内・大巻・五十沢中学校の統合につきましては、「子どもにとって好ましい教育環境」は、ということの基本理念に考え、地元に出て説明してまいりました。1点目は中学生という多感な成長期は、適度の集団の中でのほうが人間性や生きる力、社会性が育まれやすいこと。2点目は生徒数増により専門教科教員の確保と多様な部活動ができること。3点目、進級時にクラスがえが可能である等、学校の規模そのものに起因する課題を解消し教育効果を高めていくには、一定の規模を確保することが必要であることなど統合のメリットを、地域において説明してまいりました。また、新しい中学校の設置を検討するに当たって2つのコンセプト、骨格となる発想や観点を設定し、検討し、今も検討を続けております。

1つ目のコンセプトは、既存の校舎は中廊下のため、暗い、湿気が多いなど問題点が多いことから建物の整備につきましては、「光・風・緑が生きる、ぬくもり・やさしさ・うるおいのある空間」としました。

そして2つ目のコンセプトとして、新しい学校は3つの学校が一つになり、地域が一つになり、生徒が集まり一緒に生活するということから、「融合・調和・共生」としました。先ほども若井議員からのお話の中にもありました、学校名は「南魚沼市立八海中学校」に決定しました。現在、校歌、校章、制服について協議を進めております。昨日も統合協議会を開催し、新年度に向けての準備をさせていただきました。多くは役員改正で区長さんがかわること、先生方の異動で校長先生がかわることの対応を中心に詳細についての検討をしてまいりました。

それでは、平成30年開校時の教育目標・教育方針については、新年度に設置される市長主催の総合教育会議で策定される大綱に沿って検討してまいります。大綱としては、現在、改訂策定中の教育基本計画を位置づけたいと考えております。教育基本計画は、「南魚沼市の特色を生かし、南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないこと」を教育方針の柱として掲げております。今後は教職員連絡会、中学校3校、小学校4校の教員の会で具体的

に検討してまいります。今考えていることは、雪の教材化による独自の教育方針の確率、南魚沼市だからできる、特に八海山を活用した自然体験学習、タブレットを活用した情報教育、今まで南魚沼市の特色として実績のある教育施策の継続と充実であります。

1点目は国際理解教育、国際情報高校・国際大学を活用してまいります。2点目は特別支援教育、総合支援学校を活用してまいります。そして市立図書館と学校図書室の連携による読書活動の推進も図ります。そして、トミオカホワイト美術館を活用してのジュニア学芸の現在ある活動を継続してまいりたいと思っております。最後に八海中学校区となる5つの保育園と4つの小学校と八海中学校が一体となった緊密な保・小・中の連携教育などを考えております。

それでは、2点目、2項目目の質問、3中学統合後の計画はいかに、についてお答えします。今後の統廃合の計画につきましては、昨日阿部議員に答弁したとおりであります。平成20年11月20日に南魚沼市立小中学校学区再編検討委員会により受けた答申に沿って進めてまいります。まず最初に、3中学統合で平成30年に空き校舎となる大巻中学校校舎の活用に絡めて、五日町小学校と大巻小学校の統廃合について検討してまいります。統合ありきということではなく、小規模校のメリットを最大限に生かす方策は何かなど、総合的に検討してまいります。昨年6月23日から7月3日まで大巻地区全15集落を対象に9会場で意見交換会を開催しました。今後さらに小学校PTA、保育園の保護者会などと意見交換会を継続する予定でございます。

次に三用小学校と赤石小学校、石打小学校と上関小学校の統廃合については、既に学区再編検討委員会の答申内容については説明しております。が、今後詳細の意見交換会を開催し、詳細に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。後山小学校及び栃窪小学校の統廃合につきましては、現在、特認校として効果を得て評判になっておりますもので、このまま継続することとします。

そして、第一上田小学校と第二上田小学校の統廃合につきましては、複式学級だけを前面に押し出すわけではありませんが、地元との話し合いの中では、この心配が出るのをタイミングとしながら統廃合については、今後、再度検討すると、現在のところは見送るということになっております。以上で答弁を終わります。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

再質問させていただきます。教育長からの詳細な答弁で全部とまではいきませんが、理解しました。ありがとうございました。

それで、まず、最初の3中の統合ですが、今ほどの説明の中に教育環境、子どもたちにとって――生徒ですね、にとつての教育環境を整えるという答弁をいただきました。それで、平成30年4月1日の統合後は置きまして、それまでの教育環境に私が若干心配しているところがございます。今の城中の生徒たちがこの校舎にかかわる工事において、どの程度の環境になるのか。その過程で平成29年には前に一部できあがった新校舎のほうに移るわけです。そして、今度そこに入っているときに今の旧校舎の増改築、リニューアルですか、そういったものが出て

くるわけです。そのときの工事内容によっては、やはり大きく心配するところが出てきます。

そんなことで、その辺をまたどのようにお考えになっておるかということと、あわせてこの教育環境につきましても、今、私も檀上からはちょっと申し上げませんでしたでしたが、教育環境という話が出ましたので、今1点またこれを伺いますが、通学路の安全確保はなっておるかということでございます。これは文科省が平成24年7月だったでしょうかね、5月ですか、通学路の交通安全確保の決定についてということで、全国の公立学校のほうには依頼が出ております。関係機関、学校のほうに依頼が出ております。それらを含めた中に、今この3中の統合については交通安全上からの確保は、これも大きく心配するところがございます。1点がまず城内焼野線の一部未改良の部分、上原から下原650メートルほど歩道もない、カーブになっている、見通しも悪いという、極めて心配する箇所でございます。ほか城内地域だけでなく、五十沢地域からの通学路として考えられる深沢橋からの、深沢から田崎地域、これは今、大分工事も、道路拡張工事のほうは進んでおりますが、まだまだ完了はしていないということ。あわせて大巻地域内においても同じことで、県道五日町桐沢線、これも工事は今進んでおりますが、そういったところが通学上の問題で大きな交通の安全の確保になっているのかと、そういう点がございます。

まず、今ほどの詳細についてはよく私も把握はできませんでしたが、そんなことであれですが、それこそ教育環境について、まずこの2点を再質問として伺います。また場合によっては再々質問までさせていただくようになろうかと思っておりますが、お願いします。

○議 長 若井達男君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

今ほどの環境に関する2点だと思っておりますが、ご質問にお答えします。まず、平成30年開校まで既存の学校で学ぶ子どもたちに対する対応です。我々もこの部分が一番大切であるというふうに感じております。まず1点目は、平成29年開校ということでスタートしたのが平成30年開校ということで、自分たちには余り関係ないなというふうに思っていた生徒さんに対して、その結果が出たときには学校に入りながら対応はしておりますが、まだまだ足りない部分がありますから、そういう精神的な面でもきちんと対応していきたいというふうに思っております。

さらに工事がスタートするわけですが、まず3年がかりでやる平成27、平成28年、ことし、来年の工事の部分については、既存の校舎のほうは余りいじらないわけですから、既存の校舎に防音だとか冷房だとかという対応がきちんとできるようなことを施工業者に指示をし、子どもたちにとって悪環境にならないようにやっていきたい。実績については五十沢小学校の統合のときに工事をやりながら中学校を運営していたと、あのノウハウがありますもので、業者ときちんと計画を立てながらやっていきたい。

一番大変なのは、既存の校舎を改修するとき、新しくできた校舎に子どもたちを入れながら、さらに既存の校舎の一部も使いながらでないと全科目ができないということで、その辺の使い勝手、どういう過程でいくのかについても詳細に、綿密に計画をし、対応してまいりたいというふうに思っております。

そして2点目の通学路の問題について、まさにそのとおりでございます。教育委員会としては昨年7月23日に地域振興局長宛てに詳細の要望をいたしました。この辺についてはうちの教育部長のほうが精力的に動いておりますので、この件については部長のほうに説明をさせたいというふうに思っております。以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

ご質問のこの要望書でございますが、南魚沼市の教育委員会の教育長とそれから南魚沼市立城内・大巻・五十沢中学校の統合協議会長との連名で、先ほど申しました昨年の7月に南魚沼振興局長に要望いたしました。

要望の内容は、県道城内焼野線の改良それから歩道整備についての進捗をお願いしたいということと、塩沢大和線の深沢橋の架けかえについてお願いをしたいと。それから欠ノ上五日町線につきましては、道路改修と歩道の整備についてお願いをしたいというようなことで要望いたしました。そのときのお話でございますが、深沢橋、それから欠ノ上五日町線については調査はしますが、なかなか厳しいと、こういうことございました。城内焼野線につきましては、平成26、27年と用地買収を先行させて、以降工事に入りたいというような内容でございました。以上です。

○議長 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

再々質問させていただきます。今ほどの2点についてはわかりました。それで、その前段に校章の問題、また教育目標の問題等については新たなる、新年度からスタートになります総合教育審議会ですか、市長をトップとした、そちらの中で教育委員会としてあわせて検討していくという中で決定すると。これには今ほどもお話に出てきました3中の統合協議会が昨年の2月に設立されておりますよね、これとは一緒になってということではないわけですか。

教育目標と今の道路の関係はわかりました。わかりましたけれども、3中で統合を進めるについて協議会が立ち上がっておりまして、協議会長がそれぞれの地区の区長総代、それから副会長がそれぞれの地区のまた副総代になっておられて、そのほか委員がおるわけですが、そちらのほうとの話し合い等は考えておられるかどうか。あわせて、この統合となると地域と学校とそれぞれの関係機関、トミオカホワイトまで説明していただきました。これらが一体となって進めていくのだと。そしてまた開校した上には、当然のことながら連携をとった中で進めていくのだという答弁をいただいております。

それで、これはつい最近なのですが、まだ決定はしていませんけれども、安倍首相のほうに教育再生会議のほうから同じようなことで、4日の日だったでしょうか。およそ全国に3万公立小中学校があるそういったものを、地域運営化をしていくというのが総理のほうに、再生会議のほうから球が投げられております。それらと今の今後、平成30年4月1日スタートする八海中学校との兼ね合いはどのように考えておるか。考えがありましたらひとつお聞かせください。

まだまだ細かいことにつきましては、制服問題等もあります。制服は平成 27 年からスタートするというようなことで向かったわけですが、この条例改正は平成 30 年 4 月 1 日から条例改正前に制服のスタートはいかなものかというふうに、私は、本来この席でそれも問いただそうかというふうに考えておったのですけれども、これは平成 30 年のスタートに合わせるというようなことになったということで、一安心はしているわけです。この地域の一体性を持った中にこの再生会議の協議が、これはまだ決まるかどうかわかりませんが、あわせてひとつ答弁をお願いします。

○議 長 若井達男君の再々質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

○教育長 城内・大巻・五十沢三中学校統合の理念は如何に

それでは、市長が主催する総合教育会議との関係を説明しますが、総合教育会議は今までやっていた教育委員会の全ての業務を総合教育会議がやるということではなく、全体のことについて協議調整するというのが総合教育会議でございます。だから、私の説明したのは大綱として定める中に南魚沼市らしい教育、南魚沼市だからやるべきことというような大枠の大綱については教育委員会と市長部局と協議します。ただ、詳細の教育方針については、先ほど若井議員の言われましたように、統合協議会を中心にその部会である教職員部会が骨組みを固め、それが統合協議会で地元の皆さんがいる中で話し合わせ、そして統合協議会で決定したやつを教育委員会で決定するという流れになります。

ただ、総合教育会議というものができましたから、当然、市長にはその経過、決定の過程については報告をしていくということでございます。だから、地域主体となって学校の教育方針を検討してまいるということでございます。そして、今ほどの国の動きについてのことがまだ私のほうに入っておりませんので、でも今ほど聞きますと、今我々がやろうとしている統合協議会、地元を中心に地元の保護者、地域を中心にとという考え方で相違がないみたいですので、今までの考え方を粛々と進めてまいりたいというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位 19 番、議席番号 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、おはようございます。きょうは 13 日の金曜日だということですが、私には全く関係ないことで、日本人としてきょうのこの日が大安吉日であるということをおし添えて、私の一般質問を始めたいと思います。

その前に、またきょうもこれほど多くの傍聴人の皆様、足元の悪い中、足を運んでいただきましたこと、本当にありがとうございます。今ここで皆さんの姿を見て、身に余る光栄であります。ありがとうございます。声にもなりません。

事前に申し上げておきますが、私には吃音の言語障がいがあります。そんなわけで、私がかまく発音できない場面があるかもしれません。そのときには私が持ち合わせた障がいによるものとご容赦いただきたいと思っております。

1 市民サービスの拡充について

では、通告により私の一般質問を行います。市民サービスの拡充についてであります。民間

では、スーパー、コンビニも土日営業は当たり前のことで、行政においても近年、土日の窓口対応をする自治体が増える傾向にあると聞いています。市民サービスをきわめようと思えば、土日の対応は当然のことと思いますが、市はどのようにお考えでありませうか。この点について周辺市町村の新しい動きがありましたらあわせて聞かせていただきたいと思います。

行政のシステム全体が、納税者である市民に対する究極のサービス業でなければならないと言われていいます。全ては市民のためにということであります。市行政のシステム全体が市民に奉仕するための組織であります。主権在民であります。日本国憲法第15条に公務員は全て全体の奉仕者であると明記されています。これは我々議員も含めてのことです。では、奉仕者とは何か。みずからの利害を超えて周囲に尽くす人のことであると、辞書にはそのように書いてあります。

話をもとへ戻しましょう。民間業者ではるか以前から当たり前のように土日営業をやっています。だとすれば、公でもできないはずはありません。全国的に見れば、小さな市町村でも年中無休で窓口対応をやっているところがあると聞きました。人口1万人足らずの小さな町でやれていることを我々にできないはずはないと思います。やる気があるかないかの問題です。これができれば市民は大喜びするでしょうし、また井口市長の評判はさらに高いものになるだろうと私は思います。

市長が心配するのは費用対効果、利用と満足度についてのことであろうと思います。人件費をほとんど増やさずにやることができると、私はそのように考えています。土日の利用者が増えるには、ある程度時間がかかると言われていますが、それもやがて市民に周知徹底することによって解消できるものと私は考えています。

スーパーやコンビニが土日に休業し、または夕方5時半ごろになると店を閉めてしまうと、そういうことを想像してみれば逆にはっきり便利さ、不便さがわかると思います。私はものづくりの世界の人間ですので、ひとつものづくりの世界の話をしてみたいと思います。ここに1冊皆様に本を紹介します。NHKブックス、NHK出版から出された本であります。「常識破りのものづくり」、12年前に書かれた本であります。内容そのものはNHKスペシャル、特集番組でもものづくりの世界の改善、改善また改善という番組を以前やったことがあった。そのときに全国からすごい反響があつて、再放送をしたらまた反響があると。再々放送をしたらまだ反響があると。そんなことでNHKは5回同じ番組を繰り返し、繰り返し放送した。これは異例中の異例であります。

そのときの内容を書いた本がこの本であります。では、どんなことが書かれているか。生産ラインでの改善、あるいはグループ作業での改善、1人作業での改善、いろいろなパターンがありますが、もう時間がありませんから、1つだけ皆様に申し上げておきましょう。長いラインがあるとします。40人、50人と人がついている。そのラインを真ん中でもどこでも、ほぼこの辺かなと思うところで半分に切って、別々に日報を出させる。それだけで能率がぐっと上がるのです。同じ仕事内容で、同じメンバーで。なぜかと言うと、前工程のラインと後工程のラインの人たちがお互いに競い合うからです。さらにまた前工程を半分に、後工程を半分にする。

そうすると以前は1本だったラインが4つになるわけです。日報が4枚になる。3か月後には能率が倍に上がったと、そんな話すらあります。これは実話であります。

ということはなぜか。競い合うことによって人間はどんどん工夫改善し、能力を発揮するようになる。競い合うシステム、競争するシステムがないと、なかなかそういう意識を持ってない。では、現場に刺激を与えることによってそれを少しずつ解消することもできる。恐らく井口市長は5日間でやっていた仕事を土曜・日曜を開けると人件費がかさむと、そう思っていると思いますけれども、その5日分の仕事を7日で分けるわけですから、人数そのものは7分の5でいいわけです。それでも不便さがあるならば、こういう改善をやれば人件費は上げなくて済むと私は確信しています。

檀上からの私の質問は以上で終わります。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 傍聴者の皆様方、先ほども申し上げましたが、また大分増えましたので、改めまして傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

1 市民サービスの拡充について

勝又議員の質問にお答え申し上げます。公務員、これは国・地方を問わず国民に、あるいは県民に市民に町民に村民に奉仕をすること。これはもう憲法にもうたわれているということでありますし、地方公務員法にも当然うたわれているわけでありまして、当然のことであります。私も例年、新採用職員の訓示の際に、ご存じかと思えますけれども、二本松、市の懐石銘の言葉を「爾奉爾禄 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」という、我々の俸禄ですな給与は、市民の皆さんの汗と脂のたまものであると。だから、市民を虐げたり裏切ったりしてはならない。そういうことをやりますと必ず天罰が当たりますよという、有名な二本松5代藩主ですな、丹羽高寛公がつくった、その碑も今ずっと二本松に飾ってあります。そういう精神で職員にも接しておりますし、私もそうであります。ただ、奉仕とですな、奉仕とおもねるということは大きく違うわけでありまして。ですから、何でもかんでも市民の言うことは全てだということにはならないということもまたご理解いただきたいと思っております。

前段がそういうことでありまして、議員のおっしゃるこの土日の窓口対応につきましても、平成16年の大和町と六日町の合併協議の際に検討された課題でもありました。合併前の大和町では平成8年度から毎週日曜日の午前中だけ開庁します休日窓口を行ってまいりました。六日町では毎週木曜日の窓口取扱時間を夜7時まで延長する延長窓口を行ってまいりました。塩沢町ではそれに類似したサービスということは行ってこなかったということでありまして。

合併協議の際、それぞれの実施状況、議員が一番嫌っておりますこの費用対効果と言う言葉ですが、これは検討せざるを得ませんけれども、これを検証して、新しい市においてどういうサービスを提供していくかということを検討させていただいたところであります。

六日町・大和町ともに1回当たりの来庁者数が結果として大体4人から5人でありました。さらに日によっては全く来庁者のない日も多かったということでありまして、新市においては延長窓口、休日窓口は実施しないと。しかし、そのサービスにかわりまして、合併特例債を活

用して自動交付機を導入して、無人で証明書類を交付するサービスを他市町村に先駆けて実施をしたところでもあります。その後10年間で自動交付機が一応、市民の間にも定着していったと思います。証明書交付件数の約3割を占めるようになってまいりました。この状況は自動交付機を導入している市町村の中では高い数値であります。

今現在、市民の皆さん方から休日あるいは延長、このことを望む声というのは直接はまだなかなか届いてはおりません。市政ポスト等にいろいろ市に対しての要望とかそういうことはありますが、今のところそのことは届いていないということです。

ただし、年度末から年度始め、3月末から4月です。これにかけましては転入・転出、これの異動時期に当たりまして、来庁者の数が通常の2倍以上に増加します。そのために窓口での待ち時間が長くなるという課題がありまして、この期間は特別な期間でありますので、昨年度から年度末、年度始めに限り窓口の受付を午後6時半まで延長して、この間の日曜日についても午前中のみ開庁しております。窓口業務に限りです。

昨年度は取り組みの初年度でありましたので、市民の皆さんへの周知が余り行き届かなかったのかもわかりませんが、全体で24人ほどの利用者でありました。今後周知に努めた上で利用者の状況を調査して、これを恒久化するかどうか、きちんと検討していかなければならないと思っております。この3月末から4月ですね。

そういう取り組みのほかに、ご承知かと思えますけれども、平成28年1月以降、個人番号制度が本格的に稼働することに伴いまして、個人番号カードを利用して全国のコンビニエンスストアで証明書類を交付できるコンビニ交付を実施するというようにしております。現在、利用いただいております自動交付機は、多少の移行期間を取った上で廃止になっていくということでもあります。コンビニ交付が広く利用されるように、とにかくPRに取り組んでまいらなければならないと思っております。そういう部分で今、試行も始めたり、あるいは新しい試みも始めますので、今現在、議員のおっしゃるように、ではすぐ土日の窓口をとということについてはちょっとは実施をする状況ではない、予定がないということをご理解いただきたいと思っております。

近隣市町村の動向であります。長岡市においては駅前のアオーレ長岡におきまして市役所の総合窓口を設置して、平日の夜8時までと土日・祝日の午前9時から午後5時まで交付しております。隣の魚沼市が毎月第三日曜日の8時半から正午に中心の小出庁舎ですね、これにおいて休日窓口を開設しております。住民票、こういう証明書類の発行のみを受け付けて、平均で10人ほどの利用があるというふうに伺っております。ただ、魚沼市さんはこの自動交付機というのを設置しておりませんので、それをご理解をいただきたいと思います。十日町市さんは平成23年2月に市役所本庁舎に自動交付機を導入しましたので、それまで行っておりました土日の窓口を廃止したわけでもあります。ただし、年度末、年度始めの時期は夜7時まで窓口を延長している。湯沢町さんにおきましては特段の取り組みは行っていないということです。

ちなみに新潟県内での自動交付機を導入している市町村は、我が市と十日町市のみであります。平成23年度から三条市がコンビニ交付を実施しています。長岡の場合はですね、ちょっと

やはり我々の立場と言いますか、違います。人口規模それからアオーレ長岡というのは駅前市街地の活性化という大事業の目玉であったわけですね。常に開放しているということです。それをそのまますぐ我が市に当てはめろというのはちょっと無理がありますが、いずれ、いつになるかわかりませんが、南魚沼市が新しい庁舎を建設しなければならないという時期には、当然、あの長岡市さんの取り組み等も参考にしていくものだと思っております。ですが、そこまで先のことは私がまだ申し上げるところでもありませんし、大体そこまで生きていられるかどうか、ちょっと私はわかりませんのでそれはご理解いただきたいと思っております。

大体、だけれども長岡市でも専門の職員を配置しているわけではありませんが、一般的な申請を受け付けて、個別の相談は後日改めてというような対応であります。どこもやはり人員の配置等で相当難儀をしているわけでありまして、どうしても証明書類の発行、この業務に限定をせざるを得ないという状況であります。

先ほど申しあげましたように、南魚沼市はコンビニ交付で利用時間あるいは交付場所を拡大することで、市民の皆さん方の利便性は大きく向上すると思っておりますので、そういうところでまず対応させていただきたいということでご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充について

今、市長の答弁の中にいろいろそれらしい試みをして利用者が少ないというお話がありました。私が思うに、まず周知徹底がなされていないこと。それから、やる日、曜日が決まっていたり、時間の一貫性がなかったりというようなことで、市民が結局のところ知らない、そのために利用が少ないのではないかと、そんなふうに考えます。

2月に勉強に行った東京の豊島区では、この5月から役所の業務の8割を土曜・日曜も稼働させると、そういう話をしていました。実際、2月の末のころ、また電話をして私は聞いてみたのですが、今、準備中だと。8割はいけると思います。だから証明書の交付とか、あるいは印鑑証明とか所得証明とかですね、住民票どうのこうのとか、コンビニで出してもらえたらどうのこうのとか、そういうレベルではないわけでありまして。

徹底して土曜・日曜年間通してやるということになれば、その市民そのものも、きょうは日曜だ、きょうは土曜だ、もう何月になろうが土曜・日曜もやっているのだから行ってみよう。それが定着して、周知徹底されるようになれば、逆に私は土曜とか日曜とかそういう日のほうが利用が多くなるだろう。それはスーパーやコンビニを見ればわかるとおりであります。檀上でも言いましたように、土曜・日曜スーパーが休んでいたり、あるいは夕方5時半になると皆、店を閉めるとどれほど不便であるか。不便であるということを感じずということは、それまでが大変便利であったということの裏返しであります。私はそのように思うのですが、市長はいかがお考えでしょうか。

これはやる気の問題だと思います。この本にも書いてありますけれども、やれない理由をいろいろ並べることは簡単だと。どうすればやれるのか、それを考えるのだ。そうしなければ進

歩・発展・向上はないと、そのように書かれています。やれませんが、やれませんがということがいかに簡単なことであるかと、そんなふうを書いてあるとだけ申し添えて、あとは市長の答弁をお待ちします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充について

冒頭に私が申し上げました、大和町であった、六日町であったというのは、これは数年間実施をしたその結果の数値であります。決して一、二年やってみただけだめだったということではなくて、その数値の結果。そして、南魚沼市で改めて取り組んでみたのが、年度末あるいは年度始めですね、この異動時期、転入出、この問題がやはり相当多くあるということの中で、去年からその延長窓口。これはまあなかなかまだ徹底したとは申し上げられませんので、ことしもまた延長してやってみましょうと、そういうことです。

議員のおっしゃるように、土日ということがですね、常にそれをずっとやっていけば定着します。ですから、そうなります。しかし、今、特にそうでありますけれども、残業とか土日の出勤、これは働き方を見直そうと。そして男女共同参画で、あるいはそれは少子化対策にもつながる。こういう動きの中です。豊島区さんとかそういう例はあります。長岡市さんだっている程度のことではやっているわけですから。ただ、我々のところでそこまでのことを本当に考えなければならないかというふうに、今、即断をせよと言われれば、そこまでは必要ないというふうに私は答えざるを得ません。やらない理由を探しているわけではありません。やる必要がそこまでない、私はそう思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充について

平成22年にも12番議員が同じような質問をしております。偶然なのですけれども。市長は検討するというような答弁をしておりますが、その後どのような検討が加えられたのか、具体的に、差し支えなかったらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充について

平成22年であったか否かというのはちょっと私も覚えておりませんが、そういうことがあった。そして、検討に検討を重ねた結果が、このコンビニ。ちょうどその個人番号制度ができる、これを利用しない手はないということでもあります。そして、議員がおっしゃるに、その人件費のかさむことを心配しているのだろうとかどうとかという話もありますが、例えばこのことを本当に平準化して、5日のことを7日でやると、そういう勤務体制に全部かえれば、それは当然そうなるでしょう。人件費を増やす必要はないのです。しかし、さっきから言っていますように、全てそういうふうに365日、全部無休でそれをやれと、それをやらなければならないという理由には私はまだそこまで至っていない。

豊島区はそういう理由になったでしょう。だけれども、我々のところでそれまでしてやる必要があるかと言われれば、まだ私はその必要性はないと。で、コンビニでやってみます。これ

はコンビニはもうまさに24時間、ほぼ365日ですから。それでどういう効果が出るか。自動交付機だけでも全窓口利用の3割になっているわけですね。自動交付機を利用するほうが。ですから、そういう手もあると。証明書は別ですが、どうしてもそこに人を置かなければならないという理由は、専門的なご相談やそういうことについては、あります。それは必ず日曜日でなければその方がだめだということであれば、それは我々が個々にでも相談には応じていますよ、納税の問題でも何でも。一切、土日だから受け付けないということはしていません。それは我々、職員のほうが出向いていきます。ですので、そういう対応で、今のところは十分とは言えませんが、ある程度のことはご理解いただいているのだろうという思いであります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充について

時間の関係もありますので、今の市長のご答弁で、私のさらなる質問はここで取りやめいたします。

2 えきまえ図書館 本の杜について

次に図書館についてであります。優れた図書館にするためには、今後どのような注意、努力が必要とお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議 長 勝又議員、通告の(1)とか、具体的なことをひとつお願いします。一問一答方式ですので。(1)だけでいいです。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

では、注意がありましたので。(1)を読み上げます。2月に行われた蔵書点検でどんなことがわかったのでありましようか。お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

前段の部分についてはまた後ほどお答え申し上げますが、この蔵書点検でわかったことは何かということであります。2月9日に大和図書館ですね、それから2月16日から南魚沼市の図書館、そして23日から塩沢この図書館、これの蔵書点検をさせていただきました。全ての蔵書点検を終わったところでありまして。まあ、新しいこの市立図書館は11万8,000冊の蔵書であります。これにICタグをつけて管理をしておりますので、例年の約半分の日数で蔵書点検が終わりました。それから不明本、あるいはあるべき場所になかった本も見つかりまして、こういう面では大変成果のあった蔵書点検であったというふうに報告は受けております。

点検期間につきましては、県内ほとんどの図書館が1月から2月の中に一、二週間かけて行っておりますが、我が市も利用者の一番少ない2月ということで今年度始めてみましたが、この間がちょうど高校生の期末試験の最中でありまして、一部高校生の皆さんから私のほうに直接の声がございまして、それはちょっと申しわけなかったということで一部を開放して、図書はちょっと閲覧とかはできなかつたわけですが、勉強用に多目的室を開放させていただいて、そこで勉強をしていただきました。来年からはこの時期を教育委員会のほうで全部調査をして、そこにバッティングしないようにやっていかなければならないと思っております。

なお、この期間中でありますけれども、5日間で子どもたちが159名利用いただいたということでもあります。そういう部分、その日にちの設定とかですね、あるいは不明本があったとか、そういうことでは非常に成果のあった蔵書点検であったというふうに理解をしているところでもあります。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

では、2つ目の質問であります。選書について、選書と言うと後ろの傍聴席の皆さんはわからないかもしれませんが、書物を選んで購入する、その購入する本を選ぶという行為であります。選書についての今後の考え方はどうか。選書は適正に行われているかどうかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

選書の件についてお答え申し上げますけれども。現在の蔵書の状況を判断しながら、市の選書基準に基づいて計画的に進めているところであります。この図書館を開設する際に、目標として市民1人3冊、ですから18万冊ですね、これを目標に建設を始めたわけでありまして、今、一気にそこまでいっていません。11万5,000冊でしょうか、8,000冊ですね、そこまでですけども、これを計画的に選書、購入をしていきたいと考えております。

内容につきましては、まずは図書館でなければそろえられないような本、それから市民に喜んでいただける本、児童に楽しんでいただける本、年齢や季節などで役に立つ本、これを計画的に選書して購入しているところであります。

この選書業務につきましては、さまざまな年代の方から手に取っていただける本を選べるように、複数の目で確認して発注しております。偏った選書にならないように十分留意をしているところであります。また、利用者の要望を生かしたリクエストの受付、あるいは学校等で希望する教材用の本についても希望を受け付けて各校に巡回貸し出しできるように、今、配慮しながら進めているところであります。以上であります。概要であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

えきまえ図書館 本の杜、我々がいただいたこの大型図書館全体について選書が適切であるか否か。私なりの考え方を少し申し述べてみたいと思います。昨今、中東アラブの世界でイスラム何とかという団体が元気であります。ニュースあるいは新聞で毎日のように報道されている。そんなわけで、イスラム教の勉強をしようかということで、宗教書のところに行ってみたら、イスラム教の本がわずかに2冊。それも関係した本が2冊しかありませんでした。

ついでにということで、キリスト教関係の本をずっと目で追ってみたのですが、その関連本も含めて十四、五冊。そのときにふっと気がついたのですけれども、聖書がない。新約聖書も旧約聖書もない。あるいはキリスト教世界で歴史的なロングセラーを続けているというイミタチオクリスティもない。コーランもない。

さあ、仏教のコーナーに目を転じてずっと見て、仏教聖典くらいはあるだろうと思ったらこ

れもない。受付に行って聞いてみたら、ありませんと。コーランもない、聖書もない、仏教聖典もない。ない、ない、ないと、そんなことでありました。

こういう類の話は至るところに実はあるのです。例えば哲学のコーナー。まずプレート表示がない。雑学と心理学のコーナーの間に哲学書を置いてありますけれども、原書がほとんどないですね。カントの「純粹理性批判」とか、あんなのは最も重要な本であります。あるいはハイデッカーの「存在と時間」とか。あるいは20世紀の哲学で最も大きな成果であると言われたウィトゲンシュタインの「論理哲学論考」とか、モンテスキューの「法の精神」もない。ルソーの「社会契約論」もない。ない、ない、ない。入門書の類、解説書の類はやたらに多いです。なぜかプラトン全集が11巻そこにぱっとそろっている。そうすると、その場面を見ると、どうしてこのコーナーはこんな感じなんだろうかと、そんなふうに思ってしまうわけでありませぬ。

歴史のコーナーについて言うならば、かなりいいものがそろっていると私は思っています。しかしながら、20世紀の有名な歴史学者と言えば、コイジンガー、シュペングラー、アーノルド・トインビー、この辺だろうと私は思っているのですけれども、受付でこの3つの名前を出してその関連本をあるかないか聞いてみたのですけれども、みごとにシュペングラーもない、コイジンガーもない、トインビーもない。これもない、ない、ないでありました。

目を転じて、では外国文学のコーナーですけれども、ドイツ文学、フランス文学、米英文学、すなわちアメリカ文学、イギリス文学、中国文学とありますが、一番右に「その他外国文学」というコーナーがあります。ずっと追ってみると、そこにロシア文学がほんのわずかある。皆さん恐らくご存じのことと思いますけれども、世界文学の中でロシア文学は名作の宝庫であります。世界の十大文学の中の3つ、あるいは少なくとも2つはロシアから上がっている。例えばドストエフスキーとか、トルストイとか、プーシキンとか、ツルゲーネフ、ゴーゴリー、あるいは何ですかね、ショーロホフ、パステルナークほかいろいろ。まさに目のくらむような天才たちが多くの名作を残している。それがその他扱いなのです。ほんの少しあると、これではたして選書が適切かどうか。

ではドイツ文学のコーナー、フランス文学のコーナーの前に立ってずっと背表紙を追ってみると、これまた実は驚くのであります。もうこれ以上は言いません。

日本文学のコーナーをずっと歩いてみると、私は驚いたのですけれども、全国の学校に恐らくあると思います宮沢賢治全集を聞いてみたら、ありませんと言うのですよ。ええっ、と思ってしまったのであります。余りこういう話は聞いているほうも疲れると思うので、お札でお話します。一万円札、五千円札、千円札。例えば今使っている千円札は野口英世でありますけれども、野口英世の伝記を出してもらえませんかと言うと、児童図書のほうから出てくる。私は60過ぎている大人なのですけれども、大人が読む野口英世の伝記はありません。10年ほど前までは千円札が夏目漱石でありました。夏目漱石の全集があそこに置いてないのです。ええっ、と思いますよね。以前の五千円が新渡戸稲造という人物。これは世界的に有名な教育者であったわけですが、この人の全集もない。では、一万円札の福沢諭吉。福沢諭吉の全集くらいある

かと聞いてみたら、これもないのです。さあ、じゃあ、福沢諭吉の伝記はあるだろうと、私はそう思ったのですけれども、児童図書のほうへありますけれども。大人用のものはないのですかと、いや、実は置いてないのですと。これでは一万円札に対して失礼だろうと、私はそんなふうに思ったのですけれども。

何て言いましょうか、大型図書館、もう10万冊を超えているわけですから、こういう類の本は当然置いておきましょう。こういう類の本は、この分野にはこの本とこの本は置くべきだよねとかというような、そういう基本図書というものがあると思います。基本的に最低限でもそろえなければならないと思われるような図書が、私は大きく欠けていると思って見ているのであります。

恐らく市内の知識人であれば気がついてはいるはずであります。以前、それこそある人と話をしていたときに、行って見たけれどもいい本がないよね、というような話をしていました。また、別の有識者、この人は今現在大変活躍中の、名前はあげませんが有識者であります。知識人なのですが、毎月市報に載ってくるあの一覧表を見ると、何かちょっとがっかりしてしまうというような話すらしていました。誰とは言いません。

そんな中で、選書については、我々をもっと真剣に考えていくべきであろうと。多分、選書委員会のようなものを設けて、一次選書、二次選書、そして最終選書と。よその大型図書館では3段階でやっているというような話も実際聞いています。そんな中でよそのやり方を見習って、我々の図書館に本はいっぱいあるけれども、なくてもいいかなと思うような本がいっぱいあるとか、あるいはなければならぬ本があれもない、これもない。あちらへ行ってもないな、こちらに行ってもないなというような、そういう形の図書館ができては大変困る。今ならまだ間に合うと思います。これから6万冊追加するわけですから。そういう中で何が欠けているかをまずしっかり見極めて、そして優先的に何をそろえるべきか。そういうことをしっかりと検討してもらいたい。選書委員会の設置をご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

図書のそろえ方につきまして、いろいろただいまご高説を賜りました。宗教関係から文学、それぞれの分野があるわけですが、ご承知のようにまだ始まって1年であります。そこで、まだ全ての本がそろっているわけではありませんので、当然そういうご意見も伺う中でそろえていかなければならない。ただですね、専門的にそういう勝又さんのような目で見える方、あるいは簡単に図書館に入って本でも借りていこうという方、いろいろあるわけです。先ほど申しあげましたように、まずは市民の皆さん方が、大半がですよ、喜んでいただきたい。そして、子どもたちからも親しんでいただきたい、こういうことから始まっております。ゆえに本の杜ということでもあります。

しかし、専門性がないということになりますと、図書館としての役目も半減をするということとは十分理解しておりますので、とても今すぐに国立図書館や県立図書館ほどの部分まで一気にということにはいきませんが、そういうご意見を伺いながら、専門書的な部分もある

程度はきちんと蔵書をしていかなければならない。

委員会ですが、選定委員会というのがあるのでしょうか。選定委員会というのがありますが…
…ないのかな。それはちょっと私はわかりませんので、教育長のほうに、いわゆる本を選ぶ皆
さん方の内容のちょっと説明を、教育長——社会教育課長か教育長かどちらか。教育長に答弁
させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

お答えします。詳細についてはこの後、社会教育課長のほうで今、運営に一番携わっており
ますが、答弁させたいと思います。お願いというか、図書館については、今、厳しいご意見を
いただきました。もっともな部分がありますから、今後努力していきたいと思っております。

ただ、みんなで、市民みんなで図書館を育てていきたいということを思っておりますので、
決して勝又議員がそう思っていないとは思えませんが、かなり我々としては厳しい意見でし
たので、謙虚に受け取りながら、なおかつ一緒に図書館を育てていただきたいというのを願
いして詳細について答弁をしたいと思っております。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 2 えきまえ図書館 本の杜について

今ほどの勝又議員のご意見の中で、私どもも真摯に受け止めて、これから充実した図書館に
していくという決意を持って臨んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。ただ、
専門書につきましては、正直言って私どものところで本当に年に数人が借りる本については高
い税金を使って買う、そろえる必要はないと私は考えております。これについては県立図書館、
国会図書館、お申し出をいただければいつでも取り寄せてお貸しすることができるわけです
ので、そういう部分があるということもご理解いただきたいというのが1点ございます。

もう1点につきましては、リクエストという制度がございますので、リクエストをしていた
だければ、妥当な線の中で買わせていただきたいと思っております。

それと、書庫に並んでおりますのが10万冊余りでございますけれども、閉架書庫に、館内で
見ることができるけれども貸し出しができないという本が2万冊以上ございます。私ども職員
がまだ不慣れな部分もございますので、お聞きをいただいたときに十分お答えできない部分も
あったかと思っておりますけれども、そういう部分もご理解いただきたいと思っております。館内3台のオ
ーパックというシステムを搭載した検索機がございますので、本の名前、作者の名前を入れて
いただければ全てあるかないかがそこで出ます。開架図書につきましては、どの本棚のどの辺
にあるかというのも出ますので、そういうのもまたご利用いただきたいと思っております。閉架書庫
につきましてはあるかないかということで場所は出ませんけれども、よろしく願います。

また、選書につきましても、私ども職員が慣れない部分もございますので、先般も県立図書
館でございました選書の研修会にも3人出しておりますし、そういうことをこれから続けなが
ら、市民の皆さんの意見を聞きながら、皆さんに十分親しんでいただける、ご満足いただける、
そういう図書館にしたいと思っておりますので、いろいろご意見をいただきながら見守ってい

ただいて、育てていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

それぞれ丁寧なご答弁をいただきました。私も実はあの図書館がいい図書館になるように、祈るような気持ちで今こうやって質問しているのであります。そんなことで、3つ目の質問に移ります。

休館日についてであります。年中無休にできないでありますでしょうか。全国的に見れば年中無休の図書館はあちらこちらにかなりあるように聞いています。よそがやれることは、我々にもやれるであろうと、そのように考えているのですが、前向きにご検討いただければありがたいと思います。

年中無休にできれば、市民も喜ぶことと思います。委員会の席であの図書館を日本一の図書館にしたいという話を何度か聞きました。よそが休んでいるから我々も休むといいましょうか。年末年始など6日間休んだわけですけれども、よそが休んでも我々は2日で済ませたよとかくらのそういう姿勢を打ち出してもらえれば、市民も、おお、自分らの図書館は違うよね、というように思ってくれるのではないかなと。日本一を目指すということであれば、よそと同じようなやり方をしているようではいけないと、そんなふうに思うわけですが、いかがでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

今、議員ご指摘のように、この図書館は毎週木曜日とそれから……（「月一です」と発言する者あり）失礼、月一の木曜日でしたか、第三木曜ですね。それと今回29日から3日まで休みました。その中で、帰郷されたある方から、図書館の評判を聞いて行って見たかったのだけれども閉館であったと。ちょっと考えられないのという話は伺いました。そういう方もいらっしゃるのだなということで、この年末年始の閉館日については、ちょっと今後検討しようということをおっしゃっています。

それから、年中無休ということにつきましては、なかなか蔵書の点検だとか、あれやこれやありまして、365日、常にオープンだということについてはちょっと無理があるかも知れませんが、希望とすればですね、そういうことがあってもいいわけです。別に他の図書館がこうだからと横並び意識でやっていることではありません。いずれにしても、まだ1年未満であります。当然いろいろのご批判、ご意見、これは出てくるわけですので、それらを総合的に検討しながら、また対応していくということで、今ここで年中無休にしますとか、しませんとか、いつを休みますとかということにはちょっと答えられる状況ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

ご答弁をいただきました。次に移ります。4番目で、市民からの投書についてその対応は十

分であるかという点であります。私は昨年の6月、7月と近隣の大型図書館をいろいろ回ってみました。十日町の図書館は五、六回になりましょうか。上越の高田図書館、直江津図書館、柏崎図書館、長岡の中央図書館、小千谷市立図書館、魚沼市図書館、いろいろ回って行く先々の館長、副館長あるいは担当者と話をさせていただいてきたのですけれども、利用者の声にどのように答えているかというようなことをいろいろ聞いてきたわけでありまして。そんな中である館長は、図書館は生き物であると。図書館は利用者すなわち市民とともに成長すべきものであると私に語ってくれた人がいました。まさにそのとおりで、図書館は市民の持ち物であると私はそんなふうに思っています。であれば、市民からの声、苦情、要望、提案などに真摯に対応することが当然だと思いますが、その対応が今の現状で十分かどうかについてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

十分であるか否かというのは、我々がどうも判断できるところではありませんので、市民の皆さんからご判断いただくということでありまして。ご承知のように、この庁舎の入り口を入ったところにも、それから図書館内にも市政ポストというのは設けてあります。その中でご意見、ご批判、これらを承っているわけでありまして、それが出てきますと秘書広報室のほうで全部1回集約しまして、その回答も含めて図書館の問題であれば図書館内にその回答書も掲示をして、その声に一応お答えしているという体勢はとっております。

ただ、そういう市政ポストにも投書もしていただけない、そして直接的に職員にも話はしていただけないけれども、まあその辺に行ってはあんな図書館はだめだとか、これはどうだとかというような何かツイッターの書き込みみたいなものはありますね。ああいうのはいます。ああいうのはいますが、それには直接答えてはしません。それはまさに名前も出さずに、匿名で大変なことを書いているわけですね。そういうことについては対応しません。しますが、一般的にそうしておいでいただいた方から、あるいはご意見のある方から出た意見は、全て対応させていただいていると。それが十分か否かと言われれば、それはちょっと私が判断すべきことではないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

では、次の質問に移ります。旧図書館、今現在の市民会館2階のあのもとの図書館のスペースについて、今後どのように再利用していくか。私は6月にも同じ質問をしましたが、前向きに検討するというお話でありました。しかしながら、いまだに市民が納得できる形の利用がなされていない。あのままにしておくのはもったいないよね、というような市民の声もあります。また一部、市民グループの中には、あそこのスペースをちょっと改造して使わせていただければ、大変皆が喜ぶのだがというようなそういうグループも実は手を挙げて、要求を出そうと動いている、そういう話も私は聞いています。

そんな中で、あのスペースを放置するのは賢明ではないと、そのように思っておりますが、

早い時期に何らかの線を出していただいたほうが、市民もまたうなずくのではないかと思います。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

この旧図書館の空きスペースにつきましては、このことが、あそこがあくのだということが周知されてから、さまざまな要望は出ております。しかし、なかなかやはり一長一短ありまして、今すぐにどこに、例えば要望のあったこの団体に、ではそこを使ってもらおうということには至っておりません。非常にいっぱい出ております。

一番我々が悩んだのはですね、交通安全協会の皆さん方からのご要望もありました。しかし、これはなかなか、本来、交通安全協会はほぼ公でありますから、ご希望に応えなければならぬ部分もあったのかもわかりませんが、使用料等とかいろいろの問題の中で、今のところはちょっと延長、延期をさせていただいているということでもあります。どこから強い要望があったからどこにお応えするという状況では、今はありません。ですので、なるべく早く。

ただ、あそこの公民館をご使用いただく方からも、もう会議室が少なすぎてですね大変だと、そういう声も上がっておりますので、そういう方向も含めてなるべく早く結論を出したいと思っております。けれども、利害ではありませんが思惑が絡んでいる部分も大分ありまして、今ここでこういうふうにご決定するということがお答えできませんけれども、なるべく早く決定をさせていただきたいと思っております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 えきまえ図書館 本の杜について

いよいよ6番目の質問であります。これが最後であります。本の廃棄の仕方についてということでお尋ねします。新図書館に移行する過程で約9,000冊以上の本を廃棄したと聞いていますが、それも市民の財産であります。誰かが勝手に判断して捨ててよいものではないと思いますが、いかがでしょうか。

今後本を廃棄するようなことがあろうかと思いますが、ただ捨てるのではなく、有効利用の方法はないか、工夫をしてもらいたいと思います。やむを得ず廃棄する場合については、その取り扱いの流れをルール化して、明文化しておくべきと私は思いますが、この点について市長はいかがお考えでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 えきまえ図書館 本の杜について

この本の除斥といいますか廃棄につきましては、市のほうでもその除斥基準というものを設けておりまして、一応それに基づいてやらせていただいておりますし、汚れたり破損したりしてもう使えないものは、これはまさに廃棄ということになります。

それから、ある程度本としての体裁は整えて、読みたい人があればそれは読めるというような部分については、リサイクルということも含めて市民の皆さん方にそれは一応周知をして、必要な方があればそれをお譲りすると。最終的に残った部分については、資源回収部分でリサ

イクルというか、リサイクルですね。これは資源としてのリサイクルで、本としてのリサイクルでなく、その方向に回せる部分は回しているということでありまして、一応、廃棄基準というのは設けているところでもあります。ただ、またそれが、議員がそれをご覧になって、あれはだめだ、これはだめだということは出るかもわかりません。そのときはまた担当のほうに申し上げてください。よろしくお願いいたします。

○勝又貞夫君 以上で終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

[午前11時14分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 質問順位20番、議席番号8番・山田 勝君。

○山田 勝君 それでは発言を許されましたので一般質問を行いたいと思います。気持ちを強く持って発言をしたいと思います。市長にもよろしくお願いいたします。

今回は大きな項目2点、文書館の設立に向けてということ、もう1点は保育の充実、壇上では1番のみ質問させていただきます。

1 「文書館」設立に向けて

現在、六日町町史、大和町史の編さんが行われているわけではありますが、多くの古文書等の資料が集まって、確認と集約がなされていると思います。中越地震から近年、豪雪とあいまって蔵を壊したり、長い年月を経た母屋を温かい近代的な住宅に建てかえがなされています。大切な歴史的なものではあるけれども、管理しきれないとか、提供先がわからないなどの重要な資料が骨董店に引き取られたり焼却処分されたりと、提供の希望先もわからずという、一散してしまう状況にあるのではないかと思います。集まった寄贈、寄託のこういった資料について整理や管理を適切に行い、財産として将来のまちづくりにきちんと活用がなされなければならないという観点から質問いたします。

辻又集落についてちょっとお話をさせていただきます。当地区は平家の関係と源氏の関係の家々が集まった集落です。昔戦った者同士が、その本家が、今はいつしかから本家同士が隣に並んで村を今、守っています。そこでいろいろ尋ねたところ、「とんとん昔の辻又村」という書き物がちょっと手に入ることがありました。それはすごい旧仮名遣いでしたので、私がちょっと活字に直して年代ごとに整理してみました。1185年平家滅ぶ、水落何々——これは個人名があるのですけれども、水落何々当地区に住む。住所は屋号、件数は70件あったという。1219年源氏滅ぶ。佐藤何々、この地に来る。当時の住居はどこどこ。これは同和工業さんの場所なのです。全く違う場所に当時は住んでいました。

そういったことで別々に住んでいたわけですが、そこでのその後の資料を見ますと、同和工業さん側が辻又川の下流に当たります。そこに隠れ住んでいたと言うべきでしょうか。そこに住んでいたら一番奥だと思っていた上流からげたが流れてきたと。まだ奥にも人がいるのだということ、そのそれぞれが出会ったようなことが書いてあります。

そしてその後、いつしか現在の辻又地区に両家が集まっているわけですが、非常に当時そういう方々でしたので文化が高かったようです。例えばうちだせんざん、日本一の俳句士となる、といったことや、辻又のお神楽の指導者はどこどこ地区、どこどこ地区、どこどこ地区に指導に回る。それから、花火。大花火を上げた。その後ずっと年代がこちらにきまして、学校は早い段階からつくられていました。

こういった話をその辻又地区ではない近隣のお年寄りに話をしましたら、辻又のまつりはすごかったと。悪い子になっていると辻又のまつりに連れていけないぞというような状況だったようです。非常に文化が高かった。そしてその書き物には、農具だとか農地だとか、風習だとか、そういったものが細かく書き記されていました。というのをちょっと紹介させてもらいました。

市内には飯綱山古墳を代表に非常に貴重な遺跡があります。昨年調査された余川中道遺跡も非常に重要でありますし、これからバイパス工事に伴い発掘調査がなされようとしています。これらは郷土南魚沼を営々と築いてきた大切な大切な足跡であります。急激に変わりつつある現代社会において放置や消滅をさせてはなりません。感謝の念を持ちつつ整理保管し、有効に活用していかなければならないと思っています。

私もそうですが、市民の中にも地元の先人を知ることへの知的欲求は非常に多くあると思います。習俗・風習については他の地区と比較することで共通性、仲間意識、それから独自性を知り、同一感や個別特異性を感じることに楽しみを覚えます。時代の移り変わりにも感慨を感じます。

「公文書等の管理に関する法律」というのがありまして、その34条で地方公共団体は法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。23条、特定歴史公文書等について、可能なものは展示その他の方法により、積極的に一般の利用に供するように努めなければならないと記しています。努力規定ではありますが、趣旨は、可能な限りきちんと整理し、一般利用が可能になるようにしなさいということでもあります。現在の行政文書についても年代をへるに従いまして、その町を物語るものとなります。その町の履歴となります。歴史的価値が生まれてくると言えます。単に保管するだけではなく、その市民や訪れた多くの方々に閲覧できるようにすべきと考えています。過去の手書き時代にそろばんを抱えて難儀したであろう予算書などは、先人の行政の方々の努力と汗がにじみ出てくるのではないのでしょうか。電子化された現代についてもしかりであります。

将来のまちづくりの観点から次の5点について伺います。

1、合併以前の各町で保有していた公文書などはどのように保管され、また活用されているのでしょうか。2、現在の行政文書などはどのように管理等されているのか。3、遺跡・古文書等の整理保管と活用はどのようにされているのか。4、C R C C構想に向け、学び、郷土の魅力についてどう結びつけるのか。5、文書館の設立に関する考えはないか。ということでもあります。以上、檀上からの質問を終わります。

○議 長 山田 勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

山田議員の質問にお答え申し上げます。前段の議員のお考えは、まさにそのとおりでありまして、歴史、これはきちんと大切にしていかなければならないということでありまして、ことわざにも愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶということがありますので、この歴史ということとは本当に大切なことだと思っております。

答弁申し上げますが、多岐にわたっておりますし、やや長くなりますので、まずはご理解いただきたいと思っております。1点目の合併前の公文書であります、旧町での公文書の管理につきましては、それぞれ旧町で制定していた文書管理規定によりまして所管課において文書の分類、保存年限を定めまして保存管理を行ってまいりました。その際に永久保存とされたもの、それから保存期間の満了していないものにつきましては、現在各庁舎の書庫、それから坂戸にあります山の家ですね、深谷市さんの山の家を譲り受けさせていただいた、あそこに今保管をしているところであります。

現在の行政文書の管理であります、現在の文書の管理につきましては、基本的に旧町と同様であります。簿冊方式によって行っております。市の文書管理規定の規定に基づきまして、これも所管課において文書を分類し、保存年限を定め、文書の内容により編刷して保存・管理しているところであります。保存期間を満了した文書ですけれども、その都度廃棄することになっておりますが、毎年2月と8月を文書の廃棄月間と定めまして、一斉に廃棄実施することで効率化を図っているという状況であります。

遺跡古文書の管理の保管と活用であります。まず遺跡につきましては、市内で出土する土器・石器こういう遺物などの埋蔵文化財は、文字の記録では知ることのできない地域の豊かな歴史文化で貴重な資料でありますし、財産でもあります。国の史跡・坂戸城跡は坂戸城環境整備基本計画に基づき保存整備を行っております。飯綱山古墳群などの県指定の史跡、あるいはその他の市内遺跡につきましても現状保存と管理を行っているところであります。また、開発に伴います発掘調査では、発掘調査報告書を作成して記録保存しているところであります。出土した遺物は現在、旧アルプス電気、五十沢工場内に整理保管しておりますけれども、遺物の保存場所は既に満杯の状況でありますので、今後学校統合後の空き教室の利用等も検討していかなければならないと思っております。

次に埋蔵文化財の活用でありますけれども、この埋蔵文化財は実際に先人が作り使ったものでありまして、それを身近な教材として学習に取り入れたり、市民が地域の歴史を学んだりできるように市民会館展示室において遺物を展示公開しております。さらに地域の豊かな歴史のシンボルでもあります埋蔵文化財を地域で親しみ守っていくということは、やはり市民が愛着を持って暮らせる地域づくりの推進に重要な役割を果たすと思っておりますので、積極的に活用していかなければならないと思っております。

古文書等の整理保管につきましては、六日町史・大和町史編さんこのための行政資料として、旧六日町4町村と旧大和町4村の議会の明治時代からの会議録あるいは町政の要覧、各種統計

資料、広報誌、これらを調査しておりました、明治初期の戸長役場の資料は、各行政区や個人で保管しているものを借用してマイクロフィルム等で撮影して、整理保管を行っているところでもあります。

旧塩沢町の資料につきましても同様に整理保管しております。六日町史・大和町史完成後は、この町史に記載されている資料を保存、それから閲覧可能な状況にしておくことが非常に重要であります。平行して準備を進めてまいりたいと思っております。また、マイクロフィルムで撮影をした資料、これは保存に適しておりますけれども閲覧しにくい点がありますので、デジタル化も今、進めているところでもあります。この場所としては郷土誌編さん室の事務室が空く予定になりますので、そこに保管する方向で現在考えておりますけれども、この整理や閲覧に十分なスペースがないと難しいわけですので、先ほど触れました統合後の学校の空き教室の利用もまた合わせて検討していかなければならないと思っております。

C C R C 構想に向けての部分であります。このC C R C 構想に欠かすことのできないキーワードの1つは、「まなび」と「郷土の魅力」ということでもあります。まなびはご承知のように地域住民と移住者の皆さん方を結びつけるキーワードだと考えておりますので、お互いがお互いから学び合う、生涯学習の機会を充実させていかなければならない。

それから郷土の魅力、これはやはりC C R C の利用を居住者が決断するキーワードであります。今、私たちが考えております郷土の魅力とそして移住していただいた方が感じるこの地域の印象あるいは魅力は、必ずしも一致するものではありませんので、大きな違いというものが出るかもわかりません。けれども、そういった部分について今後ニーズ調査、あるいは意識調査といった形で分析をさせていただいて、お試し移住とかですね、田舎暮らし体験とかそういうことを体験していただきながら、おいでいただいた方からこの当市の歴史も、そして魅力も十分に感じ取っていただき、ここに定着していただくように努めていかなければならないと思っております。それはすなわち、きのうもおととも出ましたけれども、まず住んでいる自分たちがこの地域の歴史あるいは文化、そういうものに本当に魅力を感じて、親しみを感じて、この地域に住んでいてよかったと思うようになっていただかなければならないわけですので、議員が冒頭おっしゃいましたそういう歴史的な部分というのは、非常に大切なことだというふうに感じております。

「文書館」の設立でありますけれども、行政文書の管理とか遺跡の古文書の整理保管は先ほど申し上げたとおりであります。ただ、これはどんどんと増えていくことも予想されますし、このままこの両方を現状の中で管理していくということは、非常に難しいと思っております。市の文書管理規定 34 条に保存文書はマイクロフィルムに撮影し、また電磁的方法により記録することにより、当該保存文書に変えてこのマイクロフィルム等を保存することができると。これは確か国や何かのほうの法律もこういうことだと思いますけれども、こういうことでありまして、この部分も含めて、文書館の設立ということについては、非常に慎重にならざるを得ませんけれども必要であるということでもあります。

まず、どのように公文書を管理保存したら資料として後世に伝えていけるのか、まずこれを

検討しなければなりません。その上で適切な文書管理と保存方法を決めていきたい。この文書館を設立してもガイドラインあるいは歴史的文書として保存する判断基準がないということでは全く意味がありませんので、しっかりとしたルールを策定した上で、これは検討していくということになろうかと思えます。

まあ、合併して10年経過したわけですがけれども、50年、100年先になってみたら、南魚沼市の誕生のいきさつも何もわからなかったなんていうことであっては、後世の皆さんに対して申しわけないので、その辺はきちんと考えながらやっていかなければならないと思っております。粗々ですがけれども、以上概要の答弁とさせていただきます。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。

休憩後の再開は1時10分といたします。

[午前11時50分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

それでは質問させていただきます。まず(1)ですが、保存ということについては伺いました。行政文書はやはり保存年限がそれぞれ決められていて、適宜廃棄ということも当然かなと思うわけですが、中には永久保存に限らず、後の人のために役に立つものがときとしてあるのではないかなと思うところです。行政文書の中において、いわゆる歴史公文書という概念は、保存なり保管なりにそういう概念はお持ちなのか。その概念を持ち……一問一答ですのでこれで質問としたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

当然そういう概念が含まれているものと思っておりますが、具体的にどういう定め方をしてあるかということについては、担当の部長に具体的に答弁させます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 「文書館」設立に向けて

今ほどの概念は当然ございます。一般的にはやはり例規された例がございまして、当然その公文書という範囲自体が大変広くあります。その中で例えば通知類、それから要は国との間で決定された部分というもとの区分に基づいてするわけですがけれども、歴史等についてはまた別の観点から、その部署でその重要性等を判断した中で、保存年限等を決定するような形をとっております。規範となるのはやはり議員さんが最初に申しとくれましたように、上位に法律もございまして。その中で例規されている部分を基準にしながら個々にその部署での対応を決めている状況です。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

わかりました。そうやって保管しているということですので、一步進めて、ぜひ、それを後の活用のために準備いただきたいなと思います。

それで2問目に移りますが、(2)のほうでも現在の文書もそのように保管しているということまで伺いましたが、やはりここでも活用ということが必要なと思います。いつでもこういったものが出せると。過去のものも今のものもいつでも出せるといふ、その活用に向けての対応が必要だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

おっしゃるとおりでありまして、極力そういう形の中でその保存をしているわけでありまして。例えばこの規定の中の29条に保存年度というのがありますけれども、永年というものと10年、5年、3年、1年、こういう区分にそれぞれ、今、部長がちょっと説明いたしましたその各担当部署において定められた部分に若干の配慮を加えまして、こういう形で分類しております。ただ、きちんと全て年度ごとにとりか、全部きちんと整理されているかというところ、なかなかそういうわけにはいかない部分がありまして、閲覧あるいは参考にしたいというときに、それを探し出すのに若干の手間はかかるかと思いますが、そういう形、そういうつもりを持って整理保存をしているということでご理解いただきたいと思ふます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

了解です。そのように今度、では分類という意味も検索という意味も加味しながら保管をいただければと思ふます。平成20年6月の議会のときも、文書管理の規格基準を明確にとりか一般質問をさせていただきました。文書管理規定そのものというところは内部規定だと思ふます。外部の者が閲覧を希望する場合には、情報公開条例に基づいて行ふわけですが、今、行政みずからの公共データの積極公開というのが、地方創生の観点から述べられているわけでありまして。いわゆる公共データの民間開放を進めることが地方創生に役立つというふうに言われているわけですので、先ほどの「公文書等の管理に関する法律」、そこには「特定歴史公文書」というふうに書かれていますけれども、今、述べましたように現在の政府の政策の大意から考えますと、歴史に限らず現代文書にもしかりと述べているのではないかと読み取れるわけですね。今後の行政から情報公開についての、そのみずから公開していくというところ、今まで以上に公開を進めるといふ考えは市長、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

今までも遺跡あるいは古文書、これらについては公開できるものといふますか、展示をしたりいろいろやっていますけれども、現代文書的な部分について積極的にではそうやっているかと言われると、そうではないわけでありまして。議員おっしゃいましたように、地方創生の中にもそういう趣旨概念が盛り込まれているということですので、これはどういう形をとればいいのか。いつでも公開しますよ、ということを書いていけばいいのか。その辺も含めて検討に値

するものだと思っておりますので、また議員からもご助言をいただきながら、そういう方向を模索してまいりたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

ぜひ、民間の方が何かちょっとした市の、もしくは地域の情報を知りたいときに、あ、ここに出てるのではないかといった内容、簡単に言えば人口だとか風土だとか、そういったものが現在載っているその拡大というふうに考えてもらえればいいと思います。

続きまして(3)に移りますが、現在、その町史を編さんし、間もなく出るとかこれからもう少しで出るとかというのがあるわけなのですけれども、その市史をつくるについて、いろいろな資料が集まってその内容をまとめられたこれを——ちょっと設問にはなかったわけですが——ジュニア版の、子ども向け、学生向けの南魚沼史というのをつくと非常に子どもたちにわかりやすいかなという気がします。せっかくここで集まったものを、簡易版、ダイジェスト版、子ども版というような意味合いで子ども向けの町史なり市史というものの考えはいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

そういうことが何て言いますか、すぐにできれば素晴らしいことではありますが、今なかなかまだその六日町史・大和町史ですね、この編さんが終了したという時点ではございませんので、概念的に小中学生といいですか、そういう皆さんのためのガイドブック的なものができればいいとは思っておりますが、今それをつくり出すということが、まだなかなか私の口から申し上げられる段階ではありません。教育委員会のほうで、もしそういう動きがあればそれなりに教育長に答弁をさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 「文書館」設立に向けて

今ほど市長が答弁したとおり、そういう動きは残念ながらございません。今後、今、言われる意見を内部で検討はしてまいりたいと思っております。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

遺跡等の整理保管そういったことで、あそこにこういったものが保管している、この建物にある、そういったものの説明をいただきました。どうも統一的な管理、整理がされているかなとちょっとおぼつかない気がいたしました。市の文化財保護条例にはその目的としまして、文化財を保護し、活用し、もって市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資すると。「天人」のときには中学生ボランティアの方が一生懸命勉強して、そして案内していただいて、非常にありがたかった。そして、子どもたちは地元のことを多分多く学んだ。あわせて地元を誇りを持ったのではないかなと思いました。

やはり地域の文化力の高さというのは、まちの魅力のバロメーターになっていると思います。

以前にも文化の香りのする南魚沼市ということで一般質問をさせていただきました。合併して10年たちます。よく地域の整備をされてこられたなと思います。市の基本となる施設整備に大体のめどが立った今、これからはよりソフト的に発展を目指す時期ではないでしょうか。まっしぐらに新まちづくりに向かってきたわけですが、これからは文化面にさらに力を入れるときとなったのではないかと考えています。地域の魅力は、やはり豊かな自然や食ばかりではなくて、高い文化に根差した地域の人心にあると思います。歴史的なもの、長く継承されてきた多くの文化をきちんと整理して伝えることは、現代人の務めだと思います。文化の香りする南魚沼市へと改めて市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、そういうまちをまた改めて目指していかなければならないわけでありまして、10年経過をいたしまして、一応の基礎づくりといえますか、そういう部分はある程度終わっているわけですので、改めて今度はその上に血となり肉となる部分をまたきちんと肉付け——肉付けではないですね、血にもならなければならないわけですので——行っていかなければならない。

ただですね、縄文時代からこの地域は連綿と人が住んできたわけでありまして、歴史があるわけでありまして。これらの中で解明をされていない年代も、確か相当数あるような気もいたします。そういうことも含めて、まさに専門家の皆さん方にある程度お話を伺ってみないと、継続してずっとこの地域の歴史文化をある程度完成したような部分を作成できるか否かと言われると、ちょっと私もまだ自信もありません。今後その専門家の方々のご意見を伺って、そういうものができればすばらしい。

ただ、越後上布をはじめといたしまして、でき得るものは一応継承はし、そして周知をしながら、子どもたちからも学んでいただいているという部分はありますけれども、全般となりますとなかなか難しい部分はありますが、これも大きな課題の1つだと思っておりますので、今後きちんと検討してまいりたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

よろしく申し上げます。上田史談会が郷土の歴史を深く研究されています。良寛会という会もありまして、良寛について研究もされています。ちょっと年齢的には上がるわけですが、非常に熱心に研究され、会報誌も出されています。浦佐毘沙門様に伝わる話なのですが、これは文書を見たことないのです。話が聞いたことないのですけれども、裸押合の際に身を清めるうがい鉢、若い人がざぶんと入るうがい鉢ですね。あそこの石といえますかあれば、一つの岩、一つのものなのですね。あれが切り出されたところが、大崎のぼた山という話があります。確かに昨年、ぼた山整備、遊歩道の整備の際に、石切り場を見させてもらいました。しかし、あれだけの石をどうやって運んだのだらうということが話題になりました。陸地については冬場、雪の上で何とかと。では、魚野川をどうやって渡ったのだ。そういう話になりま

して、非常に盛り上がったのです。こういった話、それから今ほどの史談会などの会報誌、そういった資料が地域の魅力になっているのではないかなと思うのです。非常にロマンを生むような話題になります。こういった事柄を、事柄そのものが学びや郷土の魅力、そういうことをまたまとめて発信することも非常に大切ななと思いますが、市長、お考えはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

まさに古代とは言わなくても、戦国時代も含めて我々が今、想像できないような建物があったり、あるいは城壁があたったりですね、そういうことがあるわけであります。今のその毘沙門堂のうがい鉢もそういうお話があるとすれば、すごいロマンをかき立てるわけであります。

実は私の集落に法音寺というお寺があります。戦中の非常に戦火が激しくなったころ、日本の軍がいわゆる鉄類の徴収のために個人の家も含めて、鍋・釜までやったかは別にして、刀類とかそういうものは全て、当時の城内村役場に全部供出せよと、こういうことであります。法音寺には相当の数の名刀があったそうであります。それを供出して、全て鉄屑にされては困るということで、当時の主達が相い図って、油紙がありますね、あれに包装して法音寺の山中のどこかに埋めたと、こういう言い伝えがあるのです。そのどこかがわからない。大体あの辺だということはあるのですけれども、ではどこだと。今は全部杉が生えていますので。そういうロマンもあるわけであります。

解明できないような部分もいっぱい出てきますけれども、そういう逸話的な部分も含めて非常にたった今のことであっても、それくらいやはり興味を湧かせる話もございませぬ。そういう文書には残っていない、誰も正確なことはわからないけれどもこういう言い伝えがあるというようなことは、非常にまた大切なことだと思っております。そういう語り部と言いますか、継承者がもういなくなるわけです。ですので、そういうこともきちんと掘り起こしながらやっていければいいと思っておりますけれども、全てにわたってそれができるか否かというのは、ちょっと我々も自信がございませぬ。まずはそういう活動も、文化財保護審議委員の皆さん方にもお願いをして、そういうことをまた拾い集めてもらうのもいい方法かなと思っております。いずれにしてもこれをきちんとまとめるということまですぐに行くわけではありませぬけれども、そういうもののまずは拾い出しも1つの方法かなという気はしております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

核家族化で年寄りからの話が聞けない状況になっている今、間もなく消滅してしまう話も多くなると思っています。ぜひ、進めていただければと思います。

(5) 番になりますが、文書館設立に向けてということでありませぬ。先ほど検討するということまで回答をいただきました。重ねてはどうかなと思ったのですけれども、県レベルではそういう文書館が28か所、市町村レベルでは14市町村、政令市7と。近隣で上越市が公文書センターというものをつくってありませぬ、非常に中も充実しているようですが、文書館へと移行したいというような状況も伺えます。

先ほどの質疑の中で学校統合云々ということもありました。あいた行政建物がもし使えるようであれば、今まで述べましたように行政文書、歴史的資料などについて、その保管や整理をする拠点として、郷土魅力の発信基地として、調査研究のレファレンス中枢として、学童・児童・生徒の郷土学習の支援場所として文書館やはり必要ではないかなと思います。誇れる資料、誇れる知の場、誇れる文化、これによる誇れる郷土。10年、20年先に必ずいい判断だと市長が振り返ってもらえると思いますので、ぜひ文書館設立に向けてもう一言お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「文書館」設立に向けて

議員のおっしゃることはごもっともでありまして、そういうことが今すぐできればいいわけですが、なかなか場所も含めて適当な部分がないわけでありまして、統合等によります学校の空き部分、これが利用できればある程度、形としては進むだろう。その前にデータといいますか、その整理もあるわけでありまして、今からそういうことを念頭に置きながら、やはり文書の保存・保管も考えていかなければならないと思っております。いつつくるといっても明言できませんけれども、大きな将来に向かっての提言だと受け止めまして、きちんと検討させていただきます。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 1 「文書館」設立に向けて

はい、検討をよろしくお願いします。

2 保育の充実について

続きまして、大きな2問目に入ります。保育の充実をということで通告しておきました。幼保連携として認定こども園が開園して4年になろうとしています。4月からは新制度も始まるうとしているわけですが、多様な家庭のあり方、延長保育や一時保育、さらに幼児期の教育など多様なニーズが保育現場に求められているわけです。少子化、核家族化、一部過疎化もあり、家庭、地域ともに子育て力が低下している中で、働きながら子育てをしている家庭、核家族で在宅ではあるが多子家族の家庭、こういった場面での子どもやお母さん、お父さんを支える担い手として保育施設は大変大切な位置づけになっていると思います。南魚沼市に限らないわけですが、少子化対策、人口減少対策にとって子育て支援は最重要課題と位置づけられています。こういった中で次の3点について伺いたいと思います。

蕨神保育園で入園ができなかった子どもさんが、10名発生いたしました。希望児童が全て入園できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目ですが、放課後児童クラブについて、今後対象が小学生全般となっています。今後の方針はどのように進めていくのでしょうか。

3番目、保育園遊戯室・園庭等の施設整備の考え方はどのように進められているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

〇市長 2 保育の充実について

保育の充実等について3点のご質問がございましたのでお答えを申し上げます。まず、希望児童の完全入園についてであります。保育園あるいは認定こども園の施設につきましては、児童福祉施設最低基準におきまして、児童の年齢ごとに保育室等の最低基準面積が定められておるところでありまして、この面積によりまして受け入れ可能児童数が決まるということになります。施設の認可定員は、この受け入れ可能児童数以下の人数に定めるということになっております。

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たりまして、昨年実施いたしましたニーズ調査をもとに保育の量の見込みについて推計し、施設整備規格による定員と比較を行いました。国が決定しておりますこの分類、表の分類上から言いますと、市全体で平成27年度に6名分の不足が生じる。この表の部分で言いますとですね。それ以降の年度は施設整備計画により余裕を持った定員の確保ができる予測であります。

市全体としますと、今ほど申し上げましたように、希望児童のほぼ全員が入所あるいは入園可能であります。平成27年度も園によっては希望が集中するという部分がありまして、定員を超える場合があります。最低基準を満たすことを前提に認可定員を超過して入所できる定員の弾力化によって受け入れたり、あるいは近くの別の園、通勤途上の園に利用調整をさせていただいたところでありまして、できるだけ、利用調整を行わずに希望者全員が受け入れできるように、施設整備計画の見直しも含めて検討していかなければならないと思っております。非常に議員おっしゃったように、そこに行きたいのだけれどもその施設には入れないという部分がございます。市全体では大体大丈夫だということになりますけれども、そういう問題は生じております。

放課後児童クラブであります。これは前からちょっと答弁の中で申し上げておりますように、児童数は年々減少しております。しかし、核家族化あるいは共働き世帯こういふことの中で、学童保育の利用者は増加傾向であります。児童福祉法の改正によりまして、今ほど議員からおっしゃっていただきました利用対象者が、現在の10歳、大体10歳ですね、それから小学校に就学している児童ですから小学生全部と改正されました。そのことに伴いまして、利用者の増加も予想されるわけですが、今、新年度、平成27年度の入所見込みは特に増加していない状況です。今ですね。

今回の改定では面積要件も規定されましたので、過去大体20人から30人ほどの学童対応として整備された施設の中には、改善しなければならない施設も当然出てきました。法で許されました5年の経過措置期間の中で、総合計画と整合性を図りながら計画的に整備を行ってきたいと思っております。

この学童保育ということも、今や欠かすことのできない子育て支援の部分の中の大きな一角でございますので、この子育てと就労、こういふことの両立支援として重要な役割を担っておるという認識であります。少子化対策における重点施策として取り組んでまいらなければならないと思っております。

それから遊戯室・園庭等の施設整備の考え方であります。遊戯室や屋外遊技場はもう子どもたちが遊戯を覚えたり、あるいは子ども自身が体を動かすことができる、心身の健全な発達を促すためということであります。現在の施設面積基準は、園児1人当たり1.98平米と認定されます。2歳以上児の定員には1.98平米を乗じた面積となっておりますけれども、施設で受け入れできる園児数は定員の弾力化規定によりまして、最大定員の125%までであります。そのために保育室と遊戯室の面積を決定するときは、2歳以上児の定員に1.98を乗じた面積に25%上乗せ分を考慮した面積が適当になるわけであります。屋外遊技場の面積基準につきましては、2歳以上児の園児1人当たり3.3平方メートル。

こういう基準によりまして22の公立及び公設民営の保育園のうち、遊戯室が面積基準に満たない施設は6施設であります。屋外遊技場については全てが基準を満たしているという状況です。ただし、面積基準の算定では保育室の総面積と遊戯室の面積を比較して、いずれか広い面積を算入してよいと――割合と何ていいますか、曖昧な基準でありますけれども。そういう規定になっていることと、建設当時の面積基準が現在と違うということもありまして、遊技場が広い、狭いは建設当時の判断により現在に至っていると、こういうことであります。

現在の基準の中で保育室と屋外遊技場のいずれも基準を満たせない施設は、4施設ございます。施設整備計画に計上している施設もありまして、近隣保育園との保育の住み分け、これらについても検討を今、行っているところであります。以上であります。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 2 保育の充実について

市全体では枠のうちということですが、特に浦佐認定こども園も蕨神もそうですけれども、基幹病院ができたり、それからプラチナタウン構想ということもありまして、当面、目の前をどうするのか、それから長期的にどうするのか。今後の方向を伺いたいと思います。それについては早い対応が必要だと思うわけです。いい情報というのはなかなか伝わらないのですけれども、ちょっと子育てに厳しいよという悪いような雰囲気の情報も早く広がりますので、こういった早い対応をしますというところを早めにお知らせいただければありがたいなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 保育の充実について

これは昨日でしたか、どなたのご質問であったかちょっと別ですが、認定こども園につきましては、もう基幹病院関係の皆さん方のお子さんの受け入れが、今の新しくできます基幹病院の中は院内保育が10名ということでありましてとても足りないということで、認定こども園の入園できる枠を大幅に拡大しなければなりません。その中で、今、園内で行っておりました学童保育を外に出しまして、別に建設をさせていただいて、その中にその部分を保育園児の受け入れをやっていこうということで調整をしているところであります。

ですので、そういう情報をなるべくまず一旦はお知らせをいただきたいと思います。蕨神保育園について今はまだそこまでの計画をしているところではありませんけれども、状況を見て増強増設をしなければならないという部分が生ずる恐れがあれば、これはやはり何らかの対応

をとっていかなければなりません。ですが、今まだその蕨神の部分まで、それが大きく波及しているということではないように思っておりますので、それはまだちょっとわかりません。ですけれども、認定こども園についてはそういう対応を素早く取らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 2 保育の充実について

(3)に移ります。今ほどの学童を外に出すというその建設位置が、中学校の敷地に入るわけですけれども、認定こども園に入って間もなく感じたことは、やはり動きの活発な4年生くらいの子どもと保育している現場とが、非常に厳しい環境だったのではないかなと思います。それと、蕨神保育園につきましても遊戯室は、今はお遊戯の発表会でお年寄りたちが入れない状況なのですね。

それにつきましても、それから今度は学童の大空クラブの移転先の中学校の駐車場、あそこも実はいろいろな行事や大会で、駐車場としてどうしても必要な場所だと私は思っているのです。そうすると何か感じるのは、常にとりあえずここ、とりあえずこんな感じという形でゆとりのない環境に何とか押し込んでいるというイメージがあるのです。これだけの田舎ですし、広いところも探せばあると思いますので、これからのそういう政策の中では、最低基準ではなくて、ゆとりを持った考え方を——それは当然財政的なこととか行政運営の面でもあるでしょうと思うのですけれども、そういうことをどういう認識を持って園庭だとかそういうものを整備するのかという、そういう質問の趣旨だったわけです。少しゆとりを持った計画を、できればこれから進めていっていただきたい。そういう思いですが、市長いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 保育の充実について

市があるいは旧町で進めてまいりましたいろいろな施策の中で、そういう部分というのはやはりどうしても出てまいります。これがいいということではなくてですね。例えばきのうもこれもちょっと触れましたけれども、保育士さんの採用を、各町ともどんどんと一時はやったわけです。ところが、子どもさんの数が減って、保育園がそう要らなくなったといえますか、児童が少なくなったから保育士さんの数としては必要なくなった。それをどうするかと、一応一般職のほうへ職種がえです。そういうことで対応してきたとかそういう歴史もありますし——歴史というほど古いわけではないのですけれども。

今のこの学童保育も、本当に発足当初はある意味、本当に市街地の中の核家族の多い部分の中で始まったということでありまして、ここまでどんどんと、しかも小学生全員を対象にしているよなどという話まで広がってくるという予測は、私が残念ながらそこまでの先見性がなかったということでもあります。それは恥じ入らなければならないと思っておりますが、いつもぎりぎりということやってきたというつもりではありません。

蕨神の保育園につきましても南北が合併して一つにしたわけです。それは子どもさんの数とかそういうことから言うと、もう合併せざるを得ない。そこで、今度はしたら大きく増えたと。

増えたと言いますか、そうですね、入所できないという部分が出るそうですから。しかも、その子どもたちを見に来るお年寄りと言いますか、ご家族の皆さんが入りきれないほどだということになります。これは別に施設基準に合わせてつくってやったという、一応はやってありますけれども、そこまでを見通してつくったということではなくて、簡単に言うとりあえず合併したわけです。

そういう部分というのは随所に出てまいります、これから新たに整備をする部分等を含めでは、大きく余裕を持ってということではありませんが、ある程度のやはり余裕幅を持たせながらやっていかないと、なかなか難しいだろう。しかし予測とまた外れるということもありましてですね、相当余裕を持たせてつくったら、ほとんどがらんどうになっていたということもなきにしもあらずです。この辺は非常に難しいところですが、きちんとやはり将来推計を誤りなきようにしていかなければならないということ、今、議員のご指摘で改めて感じたところであります。

○山田 勝君 終わります。

○議 長 質問順位 21 番、議席番号 19 番・今井久美君。

○今井久美君 まず、最初、質問に入る前に、私は毎朝、市に関係ある企業の株価を見る習慣になっていましたが、東証二部の株式欄から雪国まいたけの銘柄の株価が消えてしましまして、非常に残念に思っております。もやしの振り売りから始まって、まいたけの人工栽培に成功したと 1 軒 1 軒訪問し販売して歩き、会社を上場企業に育てた創業者の努力と、地域経済、雇用を支え続けた業績は最大限評価されるべきだろうと思います。どうか一日も早く経営の安定がもたらされ、再び上場企業として発展してゆかれることを願っております。

水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべき

では質問に入ります。今回は、水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべきということで通告してあります。昨年の 9 月議会で水素について質問をさせていただき、市長から一日も早い水素社会の到来を望んでいると答弁をいただきました。その後、我々党派では、さらに踏み込んで政務活動で調査を行いました。

埼玉県庁では、ホンダと連携し太陽光エネルギーで水を電気分解し、県庁車として使用している燃料電池車へ水素を充填するシステムを視察させていただきました。また、埼玉の工場では、木質バイオマスを 1,200 度で燃焼させ、水性ガスから純度 99.9%の水素を得るという実証炉の説明を受けてまいりました。まことに小さな工場でありましたが、ほかの自治体、企業の見学者が順次待っているような状況で、大手のキャノンの別会社が営業展開に介入しているという状況でした。

川崎市では、プラントメーカーの千代田化工建設と共同で、臨海部における水素エネルギーフロンティア国家戦略特区について説明を受けました。最初は民間企業で難しいと思っていたのですが、千代田の実証プラントも川崎市のご厚意により見ることができました。千代田化工の技術は、水素を常温・常圧で輸送・貯蔵できることであります。当面、水素の価格は輸入するほうが安く、この技術で加工された水素はガソリンと同様、第 4 種第 1 石油類に

属し、タンクローリー、ガソリンスタンドなどの既存インフラが使用でき、普及のコストが最少で済むということでもあります。

今国会の施政方針演説に盛り込まれた水素社会の普及加速の裏づけとして、水素発電を支援するために20億5,000万円の新年度予算が計上されております。川崎重工が進める液化水素とこの千代田化工建設が進める常温・常圧加工水素の方式が実証されるようであります。2020年東京オリンピックの選手村は、晴海水素タウンとして技術を世界の人々に見てもらおうべく計画が進んでおります。

また、水素関連のバルブ、パッキン、検知器など、中小企業が新分野へ進出を狙って勝機をうかがっております。燃料電池車普及のためトヨタが特許を無償公開することで、これらの動きはより加速してくるものと思っています。

県内でも、長岡技科大が水素関連の技術を進めていますし、金属加工会社が水素ステーション向け熱交換機を量産体制に入り、新工場増員の報道もあったところであります。太陽光のときは、市内の工場にも幾つか勝機がありました。太陽光発電の市場は2兆5,000億円、水素関連の国内市場は2030年で1兆円、2050年で8兆円と、日本エネルギー経済研究所は予測しております。時間はかかると思います。だが今、全世界の人々は迫りくる地球温暖化に対処しなければならないときに来ています。

今冬の豪雪に関連して、何人かの議員からも質問がありました。この湿った重い豪雪は、決して異常気象ではなく、これからもあるものだろうと思っております。局地的な豪雨、かつてなかった竜巻の被害、野生動物の生息地の変化など、地球温暖化の影響と自分は考えています。

この温暖化ガス削減に真剣に取り組んでいるドイツのエネルギー政策の矛盾を、新聞、テレビで放送していただきましたので、ご覧になった方もおられると思います。自国の産業発展と一緒に進めなければ、不安定な再生可能エネルギーではもちませんので、石炭火力で補い、近隣国の原発、石炭火力に依存している実態であります。

どうしても、化石燃料、原発に頼らないエネルギーの開発が世界的に急務であります。水素技術は今のところ日本が先駆的立場にあるようであります。東京オリンピックはその意味からも日本の勝機であり、震災、原発事故を経験した日本が、世界にその技術を示す最大のショーでもあります。

川崎市と千代田化工建設で同じような質問をされました。なぜ川崎市の水素に興味を持たれたのか。なぜ当社の水素技術に興味を持たれたのか。何で実証プラントを知ったのか。豪雪地で消雪のため地下水利用で地盤沈下を起こしている現状を、水素エネルギーで改善できないか考えていると返答しました。具体的な状況が把握できない様子で、少し会話に間があいてしまいました。

この豪雪地帯の労力、苦労は、降雪のない地域の人々には一概に理解できないのではないのでしょうか。だから、何年待っても全国的な課題にならないし、降雪地域でも温度・湿度で対策は異なってきます。湿った雪のこの地域は、消雪パイプで散水することが一番よいよう

に思われます。今冬の雪は特に重く感じました。積雪による被害も続発しました。市民も精神的、体力的に疲れました。市も地熱、水道水利用の実証試験など、ノウハウは蓄積したはずです。そこに水素エネルギーを加えて、消雪、地盤沈下対策を考えられないか順次伺います。

①として、ここ数年の地盤沈下の状況はどうか伺います。②として、井戸規制をかけている中心部をどうしていくのか。③、地下熱利用、水道水利用実験の検証はどうか。最後④として、熱源として水素エネルギーを活用する市内企業のプロジェクトチームを立ち上げ、消雪・地盤沈下対策に活路を見だし、防災、地域経済、雇用の面からも、産・官・学が一緒になって「地方創生計画」に盛り込み、この南魚沼市を災害に強い「水素の街」として産業を呼び込むことを掲げるべきと思いますが、見解を伺います。以上、壇上の質問です。

○議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべき

今井議員の質問にお答え申し上げます。前段の部分については、議員と同じ気持ちであります。では具体的な質問に対しましてまずはお答え申し上げます。ここ数年の地盤沈下の状況であります。昨冬、去年の冬ですね、これの3月までの累計降雪量が989センチでありました。平年の平均1,124センチを1割ほど下回る。去年は少雪であったということです。そして、連続降雪日数も少なかったということで、消雪のための地下水の揚水量も少なく、最大沈下量は1.2センチでありました。目標としております年間沈下量2センチ以下を一昨年引き続き達成することができたわけでありまして、最大沈下観測地点は八海高校グラウンドとなっております。過去5年の最大沈下量の平均は2.02センチ、10か年平均では平成17、平成18の豪雪に伴いまして6.3センチと大きな沈下がありましたので、2.25センチという数値となっております。今冬の部分はまだ出ておりません。

井戸規制をかけている中心部の市街地であります。これは本当に大変な問題でありまして、旧町の平成6年から新規の揚水設備の設置について厳しく規制をしているところであります。今シーズンのような豪雪の年は、本当に雪のやり場にも困るという部分が発生いたしまして大変なご苦勞であったと思っております。規制区域内における地下水以外の融雪装置設置補助、あるいは流雪溝の整備等に取り組んでいるところでありますが、地下水にかわる有効な手段とはまだなり得ていないということでありまして、これは引き続き地下水の節水に努めながら協力していただきながら、早く有効で実用的な対策がとれるようにという思いであります。

柱状図等を調べていきますと、121メートル付近から非常にいいレキ層でありますね。それまではやはり粘土層があり、若干のレキ層があり、砂の層があったり、非常に不安定といえますか軟弱な地盤だけれども、121メートル超えあたりから130メートル間ぐらいまででしょうか、非常にいいレキ層があるのです。ただ、前に一番深い第三帯水層といえますか、そこから水をとれば沈下しないのではないかとということで、100メートル付近からの地下水採取をやったわけでありまして、地下水の低下等については、やはりどこからとってもどう

も沈むときは沈むということです。前にも申し上げておりますが、井の底みたいになっていないのではないかと。どこからとっても水が独立しているわけではないので、どこからとっても水の量を上げれば沈下するのではないかという今予測であります、この予測も本当のところまだわからない。ですから、そういうことをもっと研究しなければならないという思いであります。本当にレキ層のところから全部とったときに、では沈下がどんどん進むかと、これもまだわかっていないのですね、今ほとんどとっていませんから。そういうことも含めて、この地下水の場合はまだまだ研究の余地はある。

ただ、そこまで今、投資をしてということにはなっていませんので、また、国等にも働きかけ——1回これは環境省で調査はやっていただいたのです。そういう結果は出ているということでもあります。これは本当にまさに災害でありますので、これらについてまた国のほうに、何らかの方法はないのか働きかけには努めてまいりたいと思っております。

地下水の熱利用、それから水道水利用の実験の結果あるいは経過でございます。地下水熱利用によります屋根融雪は上町エコ住宅で行っているわけですが、平成22年から平成24年度までは、山形大学の横山教授の研究室に実験調査業務を委託しまして、報告された資料をもとに平成25、平成26年度と追加の検証実験を行っております。教授の報告書で「雪どめアングルにより雪と屋根——屋根の面ですね——の間に空隙が生じるため融雪効果が落ちた」という指摘事項がありましたので、アングルを撤去して実験を行なったところであります。

平成25年度、去年は少雪の年でありましたけれども、最大屋根の積雪深は70センチ程度で雪おろしをしないで済んだわけであります。この結果を踏まえまして、通常年でのデータを得るために平成26年度も今実験を継続しているところであります。今シーズンの雪の中で、降雪量の4割が屋根上で融雪され、6割が落雪したということが確認をされました。10分の1勾配の屋根ですので落雪も一気にどんと落ちるのではなくて、10分の1という相当きついですので、ちょっと積もればすぐ落ちる、すぐ落ちるというそういう落ち方ですので、落雪距離が遠く離れるということではなくて、大体その軒下に落ちていくということでもあります。ですので、近隣、隣接家屋に迷惑はかけずに済んでいるということでもあります。

来シーズンには雪を落下させないで、ほとんどの雪を屋根の上で融雪させた場合と、積雪深これらを調査するために、小さい雪どめアングルをちょっとつけて実験を継続してまいりたいと思っております。

水道水によります融雪実験は、平成24年度と平成25年度の冬期間に実証実験を行いました。平成24年度の実験につきましては、水道水を加温せずに直接散水して融雪能力を検証しましたが、水道水の冬期間の水温というのは、大体3度から5度でありまして、良好な融雪状態にはなりませんでした。

平成25年度の実験につきましては、開発されました電気温水器によりまして水道水を加温、大体20度まで上げて行いました。その結果、十分な融雪能力があることが判明いたしました。同程度の面積を井戸ポンプで消雪した場合の電気料金を比較しますと、大体井戸の場合

は一冬5万円から6万円ですね。ところがこの水道水の加温装置の電気料が大体三十六、七万円かかると。ただ、初期投資は井戸の場合は大体300万円ですけれども、水道と加温装置では大体145万円と半分で済むということでありまして、電気料がこれも少し下げられないと、なかなか一般的には普及しづらいということでもあります。

電気温水器の開発者へ能力の向上を依頼したところでもありますけれども、現時点では改良の見込みはまだできておりません。温水器の改良が進めば相当武器になり得るだろうと思っておりますので、改良の度合いを見ながら図っていかなければならないと思っておりますけれども、現時点では一応、改良がまだできておりませんので、そういう結果を得られましたので、この実験は平成26年度で終了させていただきました。

4番の熱源としての水素エネルギーを活用してということでもあります。水素活用の将来性については議員がおっしゃるとおりでありまして、地球温暖化対策をはじめとする諸問題それから資源ですね、こういう問題にも対応できていくものだと思っております、実用化に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますし、これをなるべく早く実用化ができるように祈るところであります。

市も国の施策に乗り遅れないように、今後、市で策定を予定しております「人口ビジョン・総合戦略」の1項目として取り入れることも含め検討しているところであります。地盤沈下対策、消融雪対策こういうことの中で、水素がうまく活用できれば非常にいいわけでありますので、これはぜひともそういう方向に進みたいと思っております。

長岡技術科学大学も私どもご承知のように連携協定を行っておりますので、技大の皆さん方からまた最新情報の提供も含めご指導いただきながら、水素の活用についてさらに研究といたしますか、そういうことを深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべき

それでは①から順次再質問をさせていただきます。①番の近年の状況、これはまだまだこういう沈下の状況が続くのだなということで理解をいたしました。

②番の井戸規制をかけている中心部の状況は、本当に市長も六日町長時代からその職にあるわけですが、その状況を古くからの六日町時代を知り得る者として悩んでいるところだろうなというふうに思います。前もこの席で言ったことがあるかもしれませんが、六日町時代の今の駐車場にある面状発熱体、それで兼続公の通路にある確か特殊な舗装をしたと思うのです。そういったことで六日町時代も苦勞をなさいましたし、この前の新聞で魚沼市さんが井戸掘削許可制を全域に広めたいという構想だと。また、長岡市も節水型の検知器を使ってこれを拡大するために補助金を出す。皆、地下水の保全について有効な決め手がないものですから、苦勞しているなと思っております。

先日、いろいろな人と話す機会がありまして、今、国も地方も人口減少というのに取り組んでいるのだけれども、豪雪のためにほかの市へ移っていく方も何人かいらっしやると。人

口減少だけでも、特に私の知り得る人では、大概奥さんがこの雪に参ってしまって、お父さんどっかに行こうよと、雪の降らないところに行ってしまうという話を多く聞いています。

また、お年寄りが留守番を守りながら、「雪があんまりごうぎだ、ごうぎだなんて言わんでくれ」と、「嫁が来なくなる」という話もあります。この前、若い人と懇談する機会がありまして、「沈下現象が何もそういう現象があらわれていないではないか。だから井戸を掘らせろ、許可を出してくれ」とこう言うのです。もうとめてから随分たちますから、若い世代の人はそういうことを思うのでしょうか。不動産業にかかわる人で若い人が、この地域の物件を解体して更地にしても土地が売れない。本当に困っているという話をしておられます。本当にどうして手を打てばいいのか。こういうところから私たちは何とかこのエネルギーが、消パイということについて、地盤沈下ということについて活用できないかということをおもったところであります。

今ほど市長から検討してみるという話をいただきましたので、私はその答えに期待をしたいと思います。この後の地下地熱、水道水の利用のときにも、水を循環させるということはその実験の中でやってもらったのですね。後は熱源を燃料電池のその部分にかえて、そういう別な意味も含めて普及を検討するかどうかということだろうと思います。

いろいろなことがありますけれども、この前の産業建設委員会、きのう市長もディスポージャーの話の中で、国交省が下水汚泥を有機資源としてディスポージャーを後押ししてくれるということです。もうこういう中でも、下水汚泥を使って水素スタンドをこの3月に福岡でオープンするのですね。そういう技術もどんどん進んでいますので、どうか——いろいろな意味で水素がこれから進んでくるものだろうと思います。

私たちが中央で研修をさせてもらったとき、環境省の方々も大した力になることはできないけれども、実証実験の照会は幾らでもするという話をもらいましたし、うちの市は環境省に人材を送るそういうこともやってきた市でありますから、どうかその辺を太いパイプでつなげて、それを生かしてもらいたいなと思います。ぜひ、この技術を生かしてもらいたいと思います。最後に、市長の最終的な決意を聞かせてもらえればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべき

まず井戸規制からでありますけれども、ご承知のように40メートル規制というのは、まだ駅の西側に水道水源もあった時代でありまして、結局水道水がなくなるといいますか、取水が低下すると困るといことも含めて大体40メートルで1回全部やっているのですね。その後その井戸はもうなくなりました。それから温泉は大体100m付近で1つの層に当たることは、国交省が一昨年ですか実施しました、八幡の跨線橋部分の融雪の井戸の関係で大体100メートルちょっと行ったら温泉が出たと、そういうことも確認をされております。

ですので、40メートルという規制が、結局それを100メートル下げようが10メートルにしようが、水は全て一つになっているということを前提とすれば、40メートルで規制しているという概念はもう要らなくなる。例えば100メートルまで下げてくださいとか、それだっ

て同じではないかということになるわけですね、一つの器の中ですから。

そういうことも少しは考えながら、本当にそういうことが可能か否かというのを、また検討していかなければなりません。一番私も不思議だと思っていますのは、沈下は間違いなくしております。ただ、一般の家庭の方はほとんどわからない。当然です。傾いたりしていませんので。こういう市の庁舎なんかわかるとおり玄関のところがもうこういうふうにはあれはあの分沈んでいるわけですし、一番顕著なのが六中の入り口の階段ですね。あれはもう何段もつけ足して大体1メートル以上沈んでいるわけです。

そこで不思議なのが、いつも申し上げておりますように地下埋設の下水管と上水道管であります。どこもこのことによって切断されたとか、下水においては傾斜が非常に、勾配が緩いわけですから、沈下によって勾配がとれなくなってそこで詰まっているとか、そういう事実というのは1回も出てきおりません。どういうことだろうと、この解明がまだできておりません。そういうことも含めて皆さん環境省のほうまでもおいでいただいたそうでありますので、そういうことも少しはまた国のほうからも支援もいただきながら解明をしていかなければならない問題であります。

それはそれとして、こういう水素という本当に夢のようなエネルギーがもうどんどん使われるという時代になるということになりますと、これは大きなまた革命であります。一日も早くそういうことに対応できるこの市のエネルギー体制といいますかね、そういうことも自分たちできちんと構築していかなければならない。技大の先生方等も含めてそういうことについても、今度は具体的にご教示いただいたり、あるいは方向性を明示していただいたりしながら、一緒になってこの取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、またいろいろご指導をよろしくお願い申し上げたいと思っております。以上です。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 水素エネルギーを消雪、地盤沈下対策、地方創生に活用すべき

ぜひ、進めて研究をやっていってほしいと思います。地盤沈下を起こして、雪が湿った状態で消雪パイプを使うとこういう条件のところは数少ないのです。だから、私も克雪フェアとかいろいろなところに行って技術を見ましたけれども、これが大量生産ということにはならないのですね。やはりごく限られた地域の品物でありますから、これが普及してくればもうちょっとコストが下がってという話にはならない。この地域特有のこういう雪を扱うということで、地盤沈下を起こすということで、国のほうにまた訴えかけながら進めていってほしいと思います。期待しています。終わります。

○議 長 質問順位22番、議席番号25番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは議長より発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1 ふるさと納税の積極的な活用について

今回はふるさと納税の積極的な活用についてという項目と、北越急行「ほくほく線」の今後の活用についてということで、2項目を質問させていただきます。

まず、1項目目でありますけれども、ふるさと納税の積極的な活用についてということで質問いたします。ふるさと納税につきましては、平成21年度に導入された制度でありまして、税と言いましても実際には都道府県、市町村に対する寄附金ということで、寄附した分についての税が免除されるという制度であります。

導入された年から平成23年までの間では、毎年約3万人の方々が寄附をして、その額も毎年大体70億円ほどということでありました。しかし、平成24年度は東日本大震災を受けて人数では約74万人、金額にして約650億円という大きな寄附が、故郷ですとか被災地に対して温かい思いとしてなされたということであります。ちなみに平成25年度でありますけれども、平成25年度は約11万人の方々が130億円という金額の寄附をしているようであります。

平成25年度、平成26年度につきましては、皆さんご承知のとおり過度なお礼といえますか、返礼品ということで寄附を集める自治体もあらわれて、今話題となっております。来年度、平成27年度からは、この制度を利用した際の特例控除額の上限が、個人住民税所得割の1割から2割、倍控除するということでもありますし、確定申告が不要となるワンストップ特例制度ということも導入がなされるということでもう決定をしております。

ということで、この制度をさらに利用する方々が増えると考えられます。私どもの南魚沼市でもやはり他の自治体に負けないように積極的にこの制度の活用を図るべきと考えておりますが、市長の見解を伺うものであります。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 樋口議員の質問にお答え申し上げます。

1 ふるさと納税の積極的な活用について

ふるさと納税は、今、議員がおっしゃっていただいたように、平成27年度の税制改正大綱でこれを促進し、地方創生を推進するためにということで、倍額も含めあるいは簡素化も含めて制度が大きく緩和されたわけでありまして、一層納税しやすい環境となると我々も理解しております。

今、私たちもこの制度の周知あるいは適切な募集に努めまして、制度の趣旨が本当に生きるような形に何とかこぎつけてまいりたいと思っております。その手始めということではありませんけれども、実はスペシャルオリンピックス2016、年度は来年ですけれども、平成28年の2月12、13、14ですか、五日町で行われるわけでありまして、市の予算案の中にもスペシャルオリンピックス日本の新潟負担金として、今10万円ほど計上しております。これはまさに芽出しでありまして、この負担金といいますかこのお金を全てふるさと納税で賄おうということで今、計画をしております。新潟市も同じであります。新潟市と南魚沼市ですね。

当然ですけれども、これには返礼品はございません。返礼品なしで、全国のスペシャルオリンピックスを応援していただける皆さん方から、ふるさと納税制度を活用していただいてそれで立派な大会を行っていきたいと思っております。これからも市の特長、あるいは使い道ですね、こういうことをもっと魅力のあるものに変えていながら、納税制度の趣旨を十

分に生かしていかなければならないと思っております。

ご承知でしょうけれども、この制度が始まったきっかけといいますかこの趣旨は、都市部に集中します税と人口、このことによって地方が大きく疲弊をしていくし、いるしと。それを何とか是正するために自分の生まれ故郷も含めたふるさとを応援しようということで、本来は税と人口が集中しているところから過疎的なところに応援をするというのが趣旨であります。

しかし、今や返礼品合戦。もう地方対地方の奪い合いです。あそこの名産品、ここの名産品。これはやはりどうしてもここに、どうもいいことだというふうに見ることが私はでき得ないわけでありまして。その辺をどうするかというのはこれからの問題点ではありますが、まだ決定はしておりませんが、友好都市の坂戸市さんがふるさと納税のお礼として南魚沼の特産を使わせてもらいたいというお話は、こちらに参っております。悪く言えばパラサイト商法かなんて言われますけれども、そうではないわけでありまして、友好都市の強みを十分に生かしていければと思っております。いずれにしても、この趣旨を生かしながらこれは多いにやはり活用すべき寄附金であろうと思っておりますので、寄附をいっぱいいただくための方策を、いろいろまた一緒になって考えさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 ふるさと納税の積極的な活用について

積極的に検討といいますか、進めていくよというお話をいただきました。今ほど市長が趣旨の部分で述べられたということで、ちょっともともとと違うかなということを感じたのでお話をさせていただきます。これは平成19年10月に出されたふるさと納税研究会報告というところでありますが、この中ではふるさと納税について3つの意義があるということであらわしています。

第1が納税者の選択ということで、もともと税制というのは、決まった税を、課税権を持つ国ですとか県市町村が強制的に徴税をするというわけですが、そこを納税者が、例え一部であっても自分の意思で納税先を選択すると。このことによって改めて税の意味と意義をもって、納税の大切さを自覚する貴重な機会でもあるというところが第1です。

第2が、ふるさとの大切さに思いを寄せるということで、自分を育ててくれた、そして都会に食料を多く供給してくれる地方の大切さですとか、自然の大切さ。そういった思いが、豊かで環境に優しい地方を育てることにつながるということです。

そして第3ですけれども、自治意識の進化。自治意識が進んでいくということで、自分たちの寄附したふるさと納税がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるかなどの効果的な情報提供の「自治体間の競争が刺激されます」という書き立てになっています。切磋琢磨このことは、ふるさとの地方自治体と住民に納税をしてもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考える貴重な機会でもあります。地方自治体の根幹を支える個人住民税の世界にふるさと納税を導入することは、当該地方自治体にとってみずからの自治

体のあり方を問い進化させる貴重な契機となります、ということがうたわれております。

先ほど市長がおっしゃった、地方団体間の税の格差ですとか人口の偏りということですが、ここについてはこの報告書では、ふるさと納税が地方団体間の税収の格差を是正するとの期待もあるが、国民がふるさとの大切さを再認識することに役立つ。この意義のほうに重要であるというような書き立てとなっております。いずれにしても前回、昨年9月議会のときにいろいろな議論があったわけですが、そこからスペシャルオリンピックについてふるさと納税を充てていくのだという、具体的な方策といいますか施策が出てきたというのは大変よいことだと思うのでありますが、そのほかに今うちの市では、ホームページを見ますといろいろなある程度のメニューが載っています。なかなかこれを見るとちょっと具体性には欠ける。今言ったようにスペシャルオリンピックということで、ここで非常に具体的なことが出てきたということでよかったなと思うのです。

今後、さらに私どもの市として具体的に出していくことについて、もう一つは昨年の議会のときには、担当課だけではなく全庁的な形の中で検討していくのだというお話もなされていましたが、その辺について今の進み具合をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税の積極的な活用について

前段であります、まさに公文書的な部分ではそういうことでもあります。しかし、納税の自由という部分ですね、これがサービスは受けるけれども税金はそこに納めないということは、本来これは税の趣旨ではないわけですね。ですから、根本として、菅官房長官が自治大臣であったかなんかのときだと思うのですけれども、これを提唱して、その言葉の中ではっきりおっしゃっていましたね。もうこのままでは地方の税の枯渇が生まれる。それを何とかやりたいとこういうことでした。

報告書は私はよくわかりませんが、自治体間の切磋琢磨はいいことでしょう。しかし、納税の自由なんていうのは、それをやるのであれば全部国税にしていまえばいいわけで、あるいは地方税というのをなくすればいいわけですね。納税の自由ということになりますと、サービスはいただくけれども、税金はどこへ納めてもいいやなんて話は、本来、税の体系としてはあってはならないことだと思います。それは樋口さんのおっしゃっていることではないわけで、それはそれとしてわかりましたし、やはり生まれたふるさとをよくしたい、応援したいという気持ちを最大限生かそうということであつたわけで、そう趣旨として大差ないわけではありますが。

今、議員おっしゃっていただきましたように、今までの私どもの募集の内容といいますかがある意味概念的なものでありまして、具体的にこれあれということは特に――大体市長にお任せというのがやはり大分多かったです。特に具体的な例を挙げて確かやっていませんでしたから、福祉の向上とか確かそういうことだと思います。

ですので、スペシャルオリンピックという部分をこしはやってみまして、スペシャルオリンピックということですから、関係者の皆さん方は当然ですけれども相当の賛意を示

していただくものだと思っておりますが、一般的にどういう部分が出てくるか。これらも検証していかなければなりませんし、まさに担当の財政課だけではなくて全庁的にこういうメニュー、こういうメニューという、これは平成 27 年度きちんと発掘をして明示をしながら、平成 28 年度に向けた対策を練りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 ふるさと納税の積極的な活用について

言葉尻に異論があるということではないのですが、私も総務省の方にちょっとお聞きをしたら、そういった税の偏りですとか人口のというのを担当の方にお話したら、いやそうではなくて一番はやはり自治意識の進化ですよということを担当の方に言われたので、あれだったのですが。逆にそれぞれの納税の偏りを是正していくということであれば、それこそやはり自分たちの市にどうやってふるさと納税が集まってくるかということは、本当にきちんと考えていかなければいけないことだと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税の積極的な活用について

議員のおっしゃるとおりでありまして、こういう制度があるわけですので、いかにして、これを生かしながら税をいっぱい納めていただくような方法を考えなければなりません、と私は思っております。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 ふるさと納税の積極的な活用について

本当に前向きに捉えていただいております。私もはっきり言って——返礼品ですか、これにつきましては、多分この 1 月に国のほうからもそういった通達がそれぞれに出ていると思います。返礼品といっても、結局先ほど言いましたようにふるさと納税というのは寄附金でありますので、寄附に対して返礼を出すというのは、やはり寄附金控除の趣旨を踏まえた中では、良識のある対応ということで国のほうからも要請が来ていると思いますが、私もそのとおりだと思っております。

ただ、自分たちの市でどういった施策をとって、どういったことをやって、これをただ、興味を引くためのまき餌と言っては申しわけないですが、そういったような考え方のということはある程度なるのかなと思っております。

先ほどの——例えばで人の話を使って申しわけないのですが——私は前者の今井議員の話聞いていて、水素をエネルギーとして使っていくとかそういったことについても、自分たちが本当にやっていくのだという中で、具体的なところへ持って行って、そこへふるさと納税をお願いするというのも 1 つだと思います。そういったこともご検討いただきたいと思います。それというのは地方創生の自分たちの市をどうしていくか、その計画の中にきちんと入っていく、合致していく考え方だと私は思っております。

もう 1 つあれですが、今ふるさと納税ということで、例えば行政がチラシなりホームページなりで、いわゆる一般の方々に呼びかけをしているということです。もう 1 つ、例えば市

でネーミングライツということで、運動施設なんかの名前を大企業に買ってもらうということをやっておりますが、例えば大きなスポーツの事業みたいなのを進める上で、それこそ都会の大きな企業に、市に対して寄附をしてもらう。この事業に対してこういう寄附をするという形で寄附をしていただく。多分税金で払う所得税といいますかを、大きな企業が東京なら東京に払うよりは、この地方のこのところへぴしとこういった意味合いで寄附をしますよという、それもひとつ企業としてもメリットがあるということだと思っておりますが、この辺の考え方について市長がどうお考えになるかお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税の積極的な活用について

そういうことも含めて、本当にありきたりな募集方法的なことではなくて、斬新なことを考えていかなければならないと思っております。大原運動公園の野球場もおかげさまでほぼネーミングライツの契約先が決まるところであります。そういうことも含めて、また都市部に、あるいは企業に、発信も含めて、こういうイベントをやるとか、こういうことについてどうだとかということも、まさに議員おっしゃったとおり選んでもらう1つのメニューでありますので、それらにも十分力を注ぎながら魅力あるメニューをそろえていかなければならないと思っております。また、ご提案等がありましたらお知らせいただければと思っております。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 ふるさと納税の積極的な活用について

ぜひ、具体的なことを進めていただきたいと思っておりますし、またホームページなどでも、具体的なことを、もうちょっと字ばかりでなくて皆さんが興味をそそるようなつくりかたも、ひとつご検討いただきたいと思っております。

2 北越急行「ほくほく線」の今後の活用について

では、次に北越急行「ほくほく線」の今後の活用についてということで、質問させていただきます。いよいよあす14日でありますけれども、北陸新幹線が開業いたします。同時に越後湯沢・金沢間を結んでいましたJRの「特急はくたか」が廃止となります。ご承知のとおり、特急はくたかは、六日町・犀潟間においては北越急行の線路を使用しており、レールの使用料は北越急行の大きな収入源だったわけですし、営業収益の実に約9割がこのレール貸しといいますか、この収入であったということも聞き及んでおります。

今後はその大きな収入源が失われるわけでありましてけれども、報道などによりますと、平成26年度末で130億円に上る積み立てがあつて、これによって向こう30年間は経営が続けられるという予想もしているということでもあります。しかし、積立金を取り崩してというのはなかなか心もとないわけですが、そんな中で今年の11月には越後湯沢それから直江津間を1時間で結ぶ超快速列車の計画を北越急行は発表いたしました。時刻表に出てきたのを見ますと「スノーラビット」という名称のようですし、時刻表を見ましたら、約1時間ということで53分で結んでいるということでありました。これによりまして、東京・直江津間

を北陸新幹線で上越妙高駅を經由して直江津へ行くよりも、時間的には——通告文では早くと書きましたがちょっと弱気になりまして——ほぼ同じぐらいの時間ですが、金額的には非常に安くなるといった可能性もあります。

こういったことで北越急行も存続といいますか、対抗といいますか、今の活用についていろいろな方策をとって、これのことについても大きな武器になると考えられますけれども、まだまだそれだけでは不十分と考えております。

そこで、昨今の健康志向、ウォーキングですとかサイクリングですとかそれからスポーツへの関心、こういったことを考えた中で、ほくほく線に自転車と一緒に乗れる——これは上毛電気鉄道ではサイクルトレインと言っているようですし、一畑電車と言いますか出雲のほうですが、これはレールアンドサイクルという名称をとっているようであります。こういったものを導入できないかと考えておりますけれども、南魚沼市は北越急行の株主でもありますし市長は取締役ということでもありますので、あす、北陸新幹線開業の3月14に67回目の誕生日を迎えられる市長に見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 北越急行「ほくほく線」の今後の活用について

67回目の誕生日を目前にして、樋口議員にお答え申し上げますが、ほくほく線の今後の活用であります。前段につきましてはそのとおりでありまして、ご承知でしょうけれども、きょう「さよなら特急はくたかイベント」の中で、六日町駅で沿線の保育園児約70名から、9時28分発の列車を、記念の手旗を振って送っていただいたということでもあります。

はくたか廃止によります運輸収入が現在の1割以下になると、これは議員のおっしゃったとおりでありまして、本当に大きな収入源を失うということでもあります。2014年問題が浮上したときから、北越急行株式会社といたしまして、はくたかがなくなることは当然承知しておりましたので、それに備えるべき対策として2014年度までにとにかく内部留保資金を100億円積み立てようということ、経営陣、職員一同心を一つにして取り組んできたところがあります。今、2012年度決算で目標の100億円は超えましたし、2015年の3月期で130億円まで上積みを見込んでいるというところでもあります。

これがなくなりますと、当初から試算しておりますのは、大体、今のローカルだけになりますと年間3億円から4億円赤字が出ると。そうしますと、30年間何とかこのことだけでもつためには90億円から100億円必要だということから、最低でもそのくらいはとにかく積み上げようということ、冗談とも本気ともつかぬ話の中からここが始まったわけでありまして、3億円から4億円という損失をいかに少なくするか。今はこのことにも取り組んでいるところでありまして、非常に設備とかそういう関係で節減のできる部分もあります。これはまたこれからきちんと数値としてあらわしていくわけでありまして、

それで、消極的なことだけではだめでありまして、議員がおっしゃったように乗降客を増やす、ファンを増やすということでもあります。これについても議員からおっしゃっていただきました「スノーラビット」を運行するわけでありまして、1つだけ残念なことは、ここ六

日町駅にまたとまっていけないのですね。これはやはり乗降客の部分で、今までのほくたかと違って、私は六日町駅では相当の乗降客数が出るのではないかという思いがありますので、これはまた取締役会の中で——もうこれはダイヤが発表になっておりますので、今すぐ変更というわけにはいきませんが、ぜひとも六日町駅に停車をさせて、そして北陸とのまた人口交流、観光も含めた交流につなげてまいりたいと思っております。

サイクルトレインという非常に斬新な考え方でありまして、これにつきましてもやはり取締役会の中で私のほうからちょっと提案をさせていただきながら、実現できるか否か、これもちょっとわかりませんが、地下というかトンネルが非常に多いわけです。その辺が影響するのかもしれないと、そういうことも含めてあらゆる方策を検討して収入増に結びつく経営戦略を立てていかなければならないと思っております。

特に北越急行の本社は、我が南魚沼市にありますので、そういう面でももっとも利用する頻度を上げられるように努めてまいりますので、ご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 北越急行「ほくほく線」の今後の活用について

大変前向きな答弁をいただきました。自転車も一緒に電車に乗せてしまうというのは、全国で15くらいの鉄道で実施しているようでありまして、上毛電鉄ですか、これですと年間4万台ぐらいの自転車を乗せて乗客が使っているということでもあります。ちょっと駅から離れたところだと、自分の自転車で駅まで行ってそのまま乗って、行った先でまたその自転車に乗って買い物をするというような、いわゆる普通の生活のところでの利用もあったりとか、あるいは先ほどのロングライドといいますかロードレースとか、例えば私のように山は苦手だということ、峠だけ越えて向こうの平らなところに乗ってまた帰ってくるとか。あるいは当市でもグルメライドというのが昨年からはじまりましたが、そういったイベントのときだけ限定的にやるというようなところもどうもあるようであります。そんなことで、このことについても市の第3セクターという形態の中でもあります。またその中で市長から取締役会等々で話をさせていただけるということですので、前向きにお願いしたいと思っております。

ちょっと参考までに言いますと、冬場なんか車窓の景色というのは、非常にほくほく線は素晴らしいものがあると思っております。それからいろいろ見てみますと、体験運転と。これが本当にどれを運転したのかわからないですけども、どんなことかまではわかりませんが、そんなことをやっている第3セクターの会社もあるようであります。

そんなことを含めまして、雪国観光圏の中でもこれは非常に有効に使っていただける部分の資源だと思っております。内部留保でいけるところまでいくという、この辺も先ほど市長からお話ありましたけれども、ぜひ、積極的な方向で進んでいくということをお願いをしたいと思います。

今ほどいろいろな例を挙げて言いましたがその辺——それからもう1つだ。ちょっといろいろなホームページを見ていて非常に気になったのが、北越急行のホームページですね。あ

れは何か意図があつてああいう子どもっぽい絵になっているのか。ほかの鉄道会社のホームページと違った異色な感じですか。ですので、意図があるのかなと思うのですが、そこら辺のところもちょっと踏まえた中で、今、私のほうからいろいろな話をさせていただきましたが、その辺についてお考えと感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 北越急行「ほくほく線」の今後の活用について

ホームページについては、私が取締役ながら、まことに申しわけないことですが、ホームページを見たことがなくて、確認はしますがある程度異色だということになれば、何か意図があつてのことと思います。確認をしてご連絡は申し上げます。

その前段の部分でありますけれども、やはり新しい発想も加えながら、とにかく地域で本当に大切な公共交通機関であり、そういう鉄道ということでもあります。30年もったからいいや、50年もったからいいやという考え方は、それは1つの便宜上の話でありまして、そういうことではなくて、未来永劫この路線が、鉄道が、愛され続けて繁盛していくということを考えていかなければならないわけですので、あれはできない、これはできないということではないと思います。また、総動員をしながら、いろいろの方法を考えていくことが適当だろうと思っております。

「ゆめぞら号」とかというのは非常に好評でありましたし、それからマルシェを列車の中でやったわけですね。ああいうことも非常に斬新であったということで評価もいただいております。もっともっと確かいろいろの利用方法があると思うので、その辺をまた模索しながら繁栄のために頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○樋口和人君 終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時15分といたします。

[午後2時57分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後3時15分]

○議 長 質問順位23番、議席番号16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の方には、傍聴に残っていただきましてありがとうございます。22名の同僚議員の一般質問をじっと聞かせていただきました。いろいろな角度からの質問がありました。そういう見方を参考にさせていただきながら、今定例会初日に行われました井口市長の施政方針演説の中から、幾つかの事柄について議論してみたいと思い、その中でも4項目ほど選んで質問をいたします。

1 都市基盤整備について

それでは、通告に従いまして、まず1の都市基盤整備についてであります。プラチナタウン構想を中心市街地再開発の都市計画見直しに生かせということでもあります。人口減少問題プロジェクトチームの活動報告には、平成26年11月に行われた市民アンケートの結果が載っている。市の取り組みで現状評価が最も低かったのは、雇用の促進である。ただ、

早急に取り組むべき施策の第1位も雇用の促進であると。ちなみに第2位は高齢者福祉、第3位は子育て支援である。プラチナタウン構想、つまり南魚沼版C C R C（元気な高齢者を呼び寄せ、まちおこしをしよう）の勉強会が3回行われた。平成27年度予算で具体的な動きが始まるようであります。

政府は、地方創生政策を掲げ平成26年度補正予算もつけた。昨年12月27日に「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」についてを閣議決定し、人口減少と地域経済縮小の克服のための5か年計画を公表した。この中に地方移住の推進が挙げられている。地方への新しい人の流れをつくるために、都市農村交流、お試し居住などの2地域居住の本格支援と住みかえ支援を行うとある。これが南魚沼版C C R Cの大もとであります。

そもそもこの政策は目的ではなく、地方創生のための手段であることをまず肝に銘ずるべきであります。介護つき豪華複合的高齢者住宅の建設を目指すものではない。人口減少の一番の原因である、若者の雇用がないということをこの政策によってどう解決するかを考えねばならない。

中心市街地の地盤沈下問題は、都市計画の見直しへと発展したが、都市計画の目指すべき姿が描けないでいる。道を広げ住宅地を整備し、インフラを整備するという従来型の都市計画では、雇用の促進には貢献しないと思っております。中心市街地の高齢化は進み、しかも行政区としての再編も視野に入れた都市計画を考えねばならない。地盤沈下区域にはコンクリート建造物の制限をし、地元産、新潟産、国産の木材を利用した木造建築物による施設のみを優先し、林業資産の森林を活用した市街地再編をすべきである。

まきやペレットが赤々と燃える暖炉での語らいの中に交流が生まれる。地元の高齢者に優しいまちは、移住してくる高齢者にもやさしいまちである。周辺住民から隔離した場所に住宅をつくる「隔住」——隔てて住む隔住ではなく、周辺住民の中に入った場所に住宅をつくる「混住」——混ざって住む混住によって交流の機会は増えると考え。毎日の生活の中に交流があるのである。プラチナタウン構想は、雇用促進のための交流人口増を実現する手段である。地域間競争に打ち勝ち、選ばれる地域となるためには、まちづくりの1つの手段としてこの構想を使うべきであると考え。

以上、第1の質問についての壇上にての質問を終わります。いつにも増して市長には簡潔明瞭な答弁を期待しておりますが、答弁内容によりましては質問席において再質問を行います。第2問、第3問、第4問の質問についても同様に質問席にて行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 大トリを務めます寺口議員に、いつにもまして簡潔明瞭になるかどうかはちょっとわかりませんが、お答えを申し上げます。

1 都市基盤整備について

C C R Cにつきましても、議員おっしゃるとおりこれが目的ではなくて、まさにまちづくり、南魚沼市創生の1つの手段。これはそういうふうに分でも心得ております。C C R Cについては、今までも述べさせていただきましたように、まず健康なときからここに

移住していただくということでありまして、サービスつき高齢者住宅こういう概念ではない。これはもう議員もご理解いただいておりますし、そういうことでありまして、このC R C構想を使いながら健康寿命の延伸、雇用の創出、子育て環境の充実、教育の充実、地域づくりの進展、こういう幅広い施策事業の活性化を目指していかなければならない。

ですので、今予定しております平成28年度に建設といいますか実施をしていこうという部分。これはこれとして1つの限られた地域、地区であります。このことが今、議員がおっしゃったように、いろいろ市街地の中に混在していてももらっても全くこれは構わない。ぜひともその方がいいという思いは持っておりますので、よろしく願い申し上げます。

中心市街地、主に六日町地域でありますけれども、地盤沈下という大きな問題もありまして、先ほどの議員のご質問にもありましたように、地盤沈下地下水規制が市街地としての形成を大きく揺るがしている。いわゆる中抜け減少といいますか空洞化も目立っているということでありまして、解決に向けても非常にその対策がやはり急がれるところであります。

木造建築物につきましては、本当にそうだと思っております。特に地盤が関係する場合、地盤の強さによりまして直接基礎が選択できて、くいの基礎の構造物と違って地盤沈下によりまして建築物周辺あるいは外構への影響が抑えられる。これは今現在、建っております既存の住宅の中には、宅地から下水管に流れ込む管が断絶したとかそういう影響というのは一切出ていないわけですね。簡単に言えば地盤が沈むとき一緒に沈んでいきますから、そういう外側への影響というのはほとんど出てこない。

そういうこともありますし、地元産の木材を利用することによって、森林の荒廃にも歯どめがかけられる。森林資材の活用にもつながるということでもありますので、これはぜひとも推進はしてまいりたいと思っておりますが、これを特に選択的に優先していけということにはなかなか——いわゆる公共建築物については、考え方の中でそういう方向をきちんと誘導していくということはできますけれども、一般的にはこれはなかなか難しいことだと思っております。

将来的に公共建築物の建て替え、あるいは新築が発生してくる場合には、木造という部分を最優先に考えながらやはりやっていかなければならないと思っております。大規模的な部分になりますと、若干まだ雪という問題点もあるのかもわかりませんが、今技術的には相当もう進んでおりますので、材木で耐えられないことはないわけでありまして、合板技術も本当に進んでおりますので、そういうことはやはり市の施策の中にきちんと明記しながら進めていくべきだと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 都市基盤整備について

今月末でしょうか、プレゼンテーションに宣伝に行かれるということでもありますけれども、移住者のニーズといいますか、どういうのをお望みなのかということ、まずは南魚

沼の魅力を発信して、ここに開発をしたいという事業者の方にまず南魚沼市を選んでいただくということは必要でありますよね。そうするとそういう業者の中に、実は私どもであればこういう形で克雪の案がありますということが、出てくるのではないかと私は期待をしているのです。

そうすると、今月末に行われるプレゼンテーションというのは、単に全国でうちが選ばれるというだけではなくて、その後に控えているものがあるということで非常に期待をしているわけです。今現在この企画を担当するのは企画政策課でありますでしょうか。いろいろな補助金をもらったり、等々の事業を市がやってくるわけですがけれども、補助金に頼ってあれをしよう、これをしようという考え方がやはり優先をしてしまう。全国を見て成功しているところを見れば、ほぼ補助金に頼らずにやはり職員が汗水垂らして一つ一つこつこつ積み上げていったそういう政策の中から、そういう成功事例が生まれてくると思っております。そうすると平成 27 年度に出される検討会でありましょうか。そういう中に企画政策課ばかりでなくて、まちづくりを担当する部分というのが当然入ってくるものだと思いますけれども、このお考えについて市長はどう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 都市基盤整備について

3月24日に日大で行ってまいりますプレゼンテーションにつきましては、先般ご案内も参りましたが、15分という非常に短い時間帯でありますので、全てといたしますいろいろな細部にまでのご紹介はできないものだと思っておりますが、概念的なものを発表してくるわけであります。それを受けて、今、議員おっしゃったように平成 26 年度の創生先行型予算を使用させていただいて、今、議員がおっしゃったニーズ調査とかさまざまな調査研究をやっていこうと思っております。

これは前々から申し上げておりますように、市が国や県からの補助金を頼りにして何かをつくり上げていくということではありませぬので、民間の力をここに結集して引き出していくと。そのための誘導的な部分も含めた税制だとか特区だとか、そういうことの活用については行政がきちんとやっていかなければならないわけでありまして、直接的な投資等については民間からやっていただく。

そうなりますと、おっしゃるようにならざるに参入していただく方が必要になってくるわけでありまして、これをきちんと平成 27 年度中に方向づけをしていきたいと。そのための協議会を組織させていただくわけでありまして、市のほうといたしましても、当然、企画政策課が主導はいたしますけれども、それぞれの分野から担当職員が協議会の中に委員といひますか、会員として名を連ねながらやっていくということになるわけでありまして。企画政策課 1 本に押しつけてやっていくということではありませぬが、主導は企画政策課で行っていく。

今、協議会の会員になっていただくといひますか、協議会を組織する方々の人選についても検討を始めたところでありまして、またある程度の骨格が固まれば皆さんにお知ら

せいたしますが、今まだどの方、どの方というところまで至ってはおりません。こういう分野、ああいう分野的などころでありますので、その辺はまた皆さん方に、どういう方が必要なのかということをご相談申し上げる場面もあるやもわかりません。けれども、これはまだちょっとはつきりとしておりませんので、ここで断定的なことは申し上げませんが、あらゆる分野からのそういう優秀な方々からこの会議に参加をしていただいて、間違いのない方向性を見だしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 都市基盤整備について

市内には億ションといわれます超高級リゾートマンションが幾つか建っておりますよね。そこに住んでいらっしゃる方もいると。あるカフェでありましたけれども、たまたまその方が地元の方とお話をしているというところに出くわしました。ここはキノコの宝庫だと言っておられました。退職なさっていますけれども、非常に市内の地形もそれから気候もよくご存じで、キノコの食べ方もよく知っている。地元の方との交流も我々が知らないところでやっぺらっぺらというところでした。億ションと言われている超高級リゾートマンションには全ての施設がもうそろっておりますよね。そういうところに住んでいらっしゃる方がどうして南魚沼市といいますか、こういうところを選ばれたのかなと、そこはきちんと聞いてみたいという思いはありますので、それは協議会の中にどういう方を推していらっしゃるか知りませんが、私はそういう超高級リゾートマンションの管理組合というところにも声をかけるべきだと思いますけれども、市長はどう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 都市基盤整備について

こちらに移住をされて来られた方々の中からという概念は持っております。ただ、億ションというマンションにおいでいただいた方とかという、そこまでの絞り込みをしているところではございませんので、1つの参考にさせていただければと思っております。ちなみに常駐はしていませんけれども、ガンホーの森下社長は石打にマンションを所有しております、冬期間はたびたび訪れているようでもあります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 都市基盤整備について

同僚議員のほうも和光市の例を挙げましたけれども、サーベイという単なる調査ではなくて、とにかく広々としたところからいろいろな情報を集めてきて、そこを調査研究することから事業を始めるという、すばらしい先行事例を見てきたわけでありまして。非常に市内の方でもそういう方がいるということがありますので、とにかく門戸を広げて多くの意見を取り入れていってほしいと思います。

3回の勉強会に2回ほど出ましたけれども、これがあつたらいいと、これがあればいいという、いろいろな意見が出ました。申しわけないですけども、ここに住んでいる人たちがそれがいいと言っても、はたして移住してくる方たちがそうなのかなという疑問はず

っと持っていたのです。協議会の中で、本当に向こうからこっちへ来ると、選ぶとなると、
どうなのがいいのかなというところを、しっかりと平成27年度はやっていただきたいと
思います。

そしてもう1つは、第3回で地元が開業なされてもう数十年でありましょうか、地元の
地域医療に対して大変貢献をしていただいている医師の方からも苦言を呈されました。こ
の地域はよそ者に対しては輪に入れない。考えの違うものを排除するという風土がある。
そういう風土をこのプラチナタウンによってぜひとも変えていってもらいたいという声を
聞かされました。非常に地元でも発言力のある方でありましたので、本当にずきんとした
思いで聞いておりました。

ちょうどことしですけれども、日本は戦争に負けて70年と。今、考えている団塊の世代
の方たちというのは、戦後生まれでありますよね。そうすると、日本の社会というのは、
人間関係を上下あるいは遠近それから親疎というようなものを第一に考えて、仲よシクラ
ブ的なものをつくってその一員として生活することを大事にする社会。これはもうずっと
続いてきているわけです。

この中によそ者の皆さんが入ってくるということについては、医師の方がおっしゃった
言葉が、何十年もここに住まわれて地域医療を担っていただいているけど、まだそういう思
いがあるのかなというふうに、ずきんとしたわけでありまして。この部分ですね、いわゆる
丸々の壁と言われているものがありますけれども、こういう壁をとにかく崩していくため
に、今月末の15分のプレゼンテーションでは非常に難しいでありましょう。ですけれども、
そういう部分が雰囲気として出てきているというところを、ぜひともわずか短い15分では
ありませんけれども、その中で市長には訴えてきていただきたいと思っておりますけれども、
いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 都市基盤整備について

この地域がよそ者というか、そういう方に対して非常に違和感が持たれるというお話
は伺ったことがあります。しかし、一般的にそういうことではない。ただ、特殊な立場に
立つ人は、特に選挙とかそういうことについては、非常にそういう部分が出るところもあ
ります。しかし、この地域はもともとから火坂先生もおっしゃっていましたが、いわゆる
三国峠を越えればもう関東、そういうほうとの交流も非常に盛んだということもあり
まして、簡単に言うとよそ者といいますかそういうことを受け入れる下地というのは整
っていると。

だから、一般的に皆さん方がウェルカムという精神が、非常に私は強いものだと思っ
ております。ただ、問題について、こういう問題、ああいう問題ということになったときに、
今までこうしてきたのだから、なかなかそこへ踏み切れないという部分は確かにあろ
うかと思えます。これは日本が農耕民族でありますから、どこの地域もそういう問題はあ
ると思うのです。ですので、議員がおっしゃったように、いわゆるよそ者は排除するとか

異端者扱いするという事ではならないわけでありますので、そういう面についても、きちんとプレゼンテーションも含めて皆さんにお知らせしてまいりたいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 都市基盤整備について

この3月末のプレゼンテーションには、大いに期待をしております。以上で1番目の項目については終わります。

2 教育・文化について

次に2番目、教育・文化についてであります。市内小中学生と長岡技術科学大学との連携について伺うものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、平成26年6月20日に交付され、ことしの4月1日から施行されると。教育委員長と教育長を一本化し総合教育会議を設置し、首長が教育大綱の策定を指導する。そして、いじめ対策の強化のため、文部科学大臣の教育委員会への指示を明確化したものであります。これらは教育問題解決の迅速化のあらわれと捉えておりますが、ややもすると時の政府の教育方針、上意下達とも受け取られかねない。教育は国の将来を担う子どもたちのためにあるという視点から見ても、私は地方の教育委員会の力が試される改正と考えております。

南魚沼市が小中学校のコンピューターをタブレットに入れ替えています。時代の流れに合わせたものであると思いますが、他地区との教育環境の平準化を目指したのもであるとも考えております。タブレットを使いこなす生徒の中から、タブレットの使い方を考え出す秀でた生徒が出てくることを期待しております。

さて、南魚沼市は長岡技術科学大学と連携協定を結んでいます。大学の持つものづくりの知識や技術を市の産業と教育に生かすことが期待をされております。しかしながら、市内の児童生徒が大学に出かけて実験や講義を見たり聞いたりし、また大学の出張実験室や講義が市内で行われていないのは残念であります。高等教育機関でのものづくりの教育に触れて、市内の子どもたちが理系に目覚め、ものづくりの専門家に育っていく道筋をつけるべきと考えるがいかになりますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化について

この答弁につきましては教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育・文化について

寺口議員の小中学生と長岡技術科学大学との連携について、お答えします。人材育成の視点から見ますと、平成25年10月から長岡技術科学大学が「小中学校教員研修講座」を開設し、南魚沼市からも多数参加しております。この研修は長岡技術科学大学の最先端の研究に実際に触れることで、日常生活の中に長岡技術科学大学の技術科学が生かされ、これを理解します。さらにそれらの内容を小学校・中学校の授業で活用することを目的としております。

先ほどは交流がないという話でしたが、既に2年間実施してきました。平成25年度は日本語を母国語とする者に対する英語教授法、現代の倫理的諸問題と道德教育、すぐに使える理科実験・工作の3つの講座に市内の小中学校の教諭が7人参加しております。特に理科教育については重んじられておりますもので、長岡技術科学大学との連携で理科教育が充実することが、長岡技術科学大学を活用する上で大きなポイントとなっております。

平成26年度は、講座の開催が学校の諸行事とぶつかる時期だったことにもかかわらず、「ショートスピーチコミュニケーションのススメ」及び「小中学生に伝える理科実験」の2つの講座に3人の教諭が参加しました。小中学校の教諭が長岡技術科学大学の講座に参加し、そこで得た最先端の知識、技能を学校現場で生かすために、今後もできるだけ多くの教員の参加を促していきたいと考えております。

次に児童生徒についてです。中学校はキャリア教育の一環として総合的な学習の時間の中で、職場体験や上級学校の訪問を毎年行っております。主に3年生が県内の国公立大学に出かけて見学したり、中学生向けの授業を受けたりしております。特に城内中学校の3年生は、平成23年度から毎年長岡技術科学大学に出かけて、実験や講義を見たり聞いたり体験しております。六日町中学校の3年生も毎年のように長岡技術科学大学に行き、機能エネルギー工学研究室、極限エネルギー密度工学研究センター、音響振動工学センター、大型実験棟、テクノミュージアムなどの見学をしております。五十沢中学校、大和中学校、大巻中学校は主に新潟市内の大学へ出かけていますし、塩沢中学校は主に高等学校の見学を中心にしていきますので、この辺については長岡技術科学大学と同じようによそにも出かけているということを追加で説明させていただきました。

小学校は外に出て行くのはなかなか難しいため、さまざまな大学から出前授業の申し出があった場合は、それに希望し学校で大学の先生の授業を受けるケースが多くなっております。例として新潟青陵大学の出前授業でダンスの講習を受ける学校があります。今まで長岡技術科学大学についてはありませんが、今後長岡技術科学大学に出前授業を依頼し、子どもたちに理科の楽しさを実感してもらうような働きかけをしてまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化について

中学生のほうは交流ということであったのですが、小学生の段階ですね、なかなか難しいと。学校行事等もあるというのは現場のほうからも聞いております。ですが、この長岡技術科学大学でありますけれども、この3月11日の新潟日報にも出ましたね。G I G A K Uテクノパークオフィスというのをモンゴルとメキシコに開設をした。留学生が地元へ戻ってというのもありました。今後はベトナム、タイ、マレーシアに開設予定であるということが出ました。スーパーグローバル大学という認定を受けた中での事業の一環と聞いております。

数年前でありますけれども、太陽光発電に関して長岡技術科学大学を訪れたときに、非

常に技科大の先生方は敷居が低いと、言ってくればどこでも出かけると、何でもやりますよということで、そのときにもこういう大学に来て子どもたちが学ぶということが、非常に——ものづくりでありましたね。一般的には長岡技術科学大学は就職率の高い大学と言われております。この3月9日に発表になったのは全国第1位であります。97.8%でありました。400人以上の学生を卒業させる大学の中では全国で1位ということでありました。ちなみに2位が福井大学、3位が順天堂大学でありました。最難関と言われております東大は159位、82.2%であります。

長岡技術科学大学の性質としまして、もともとは新潟大学工学部でありまして、近くに長岡高専もあるということで、理系の教育の期間が非常に長いと。そうした中でこういう就職率を誇っているわけですね。その中でも26歳の大学院生でありましたか、長岡市内で会社を起こしたと言っていました。こうしてみるとうちの市の企業誘致ということで、市長もおっしゃっておりますけれども、大量生産という企業ではなくて、やはり雪国仕様と申しますか、そういうことを考えてここでつくっていくという人が必要だと。

それは小学校の段階からこういうところを見せてそこで教育をしていただいて、南魚沼市に戻って起業していただくという方策を、時間はかかりますけれども、私はそういう部分を強めていくべきだなと思っております。平成27年度から学校の現場での要望もありますけれども、ぜひともそういうお話をさせていただいて、子どもたちとにかく雪国仕様のものづくりというものをここでやってもらいたいのだと。そのための準備段階としてこういうのを考えているということ強く訴えて、もうすぐにでも平成27年度実行していただきたいと思っておりますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育・文化について

今議会で再三、教育委員会の方針ということで、新年度市長の主宰する総合教育会議の中で、南魚沼市らしい教育、南魚沼市でなければならない教育ということで、教育基本計画をまとめる予定でございます。今ほどの提案はそのとおりでございます。なお、グローバル大学——国際大学も長岡技術科学大学も2つともそれにあがっている大学ですから、まさに南魚沼市らしい教育の中に2つの大学の連携を活用しながら進めてまいりたいと。平成27年度からできることについて着手してまいりたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化について

長岡技術科学大学のほうでは、技術シーズ集という種でありますよね。大学の持っている知識、ノウハウ、これらをとにかく蒔いて育てていきたいという大学でありますので、ぜひとも平成27年度中に大きな動きがあることを期待しております。

3 産業振興について

これで2問目が終わります、3問目であります。産業振興について。農業用水確保のための清津川の水利権についてのお考えを伺う、であります。東京電力湯沢発電所の水力

発電所建屋が、雪のため倒壊をしました。以来、清津川からの取水は中止のままであると思っております。そもそも清津川からの分水の水利権は、東京電力の発電に基づくものがあります。

昨年の6月議会では、魚野川流量調査に基づく県と十日町市と南魚沼市の協議について質問をしました。その際に東京電力の発電がなければ水利権は発生しないこと。施設はほぼ100年経過し、老朽化問題が発電中止に至る恐れがあること。清津川からの分水に頼った市内水田の耕作の状況、そして分水中止によって川の環境が変わる恐れがあることを指摘いたしました。

今回の取水中止によって、まず懸念されるのは水田の水確保であります。東京電力は清津川から毎秒5トン取水をし、湯沢発電所を介して魚野川からの取水分と合わせた水量で、石打発電所において発電を行うと発表しております。発電をすることはもともなった水利権であるがゆえに、清津川水系の皆様をお願いするしかないわけですが、水田の水確保のためにどのように行動するかを伺うものであります。

○議 長 質問の途中ですが、1点報告させていただきます。18番・岡村雅夫君から4時に早退の届けがありましたので報告いたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興について

寺口議員の農業振興、水確保の件についてお答え申し上げますが、その答えの前に1つだけ認識を共有していただきたいことがあります。これは我々が清津川流域の皆様には水の確保についてお願いするしかない、これは全く違っております。水利権は、我々は魚野川の水がどのくらいの量があって、それがゆえに西部幹線用水路についてもこのくらいの水利権は認めますよということで、きちんと水利権を確保しているわけです。しかもこれは国が確保しているわけですね。

ですから、十日町の皆様方とこの問題は対等であります。お願いする立場ではありません。しかし、事を荒立てようということでもないわけでありまして、お互い冷静にきちんと現状も認識しながら、90年の歴史を振り返りながら検証していくことでもありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思っております。

湯沢発電所の崩落事故。1月の議会全員協議会で報告させていただきました。その時点での湯沢発電所の被害状況はまだ把握できていなかったわけでありまして、今後の復旧スケジュールはわかっていないという状況でありました。それはもうちょっとまだそのとおりでありまして変わってありませんが、現在現場では2月末までに発電所内の除雪を行って、瓦れき撤去の作業、ヤードの確保これら撤去作業の準備が完了して、3月から5月まで瓦れき除去作業を行う予定となっております。その撤去の進捗によりまして、被害状況を把握して具体的な復旧計画を予定しておりますが、最大で3年間の復旧期間を要するという事は伺っております。

湯沢発電所の放流水を含めた魚野川の現状流量のもとでかんがい用水の水利権を取得し

ている。湯沢発電所は、東京電力にとってもクリーンエネルギーで非常に大切な発電所であるから、撤退は考えていないということを6月議会では申し上げております。この点は今回の崩落事故による基本的な復旧方針の中でも、いろいろ被害を想定しながら復旧方法を検討しておりまして、発電所の廃止は一切考えていないことを確認しております。発電所が復旧されれば従来の水の利用状況になっていくということでもあります。

湯沢発電所の停止によりまして、清津川からの取水に対しましては、湯沢発電所を迂回して石打発電所の発電水利として使用する。これは新聞等でご存じかと思いますが、この手続につきまして河川法に基づいて、清津川発電所から湯沢発電所さらに石打発電所へのシリーズ発電というふうに呼んでおりますけれども、これによる水利権として、石打発電所の取水口の位置を湯沢発電所が取水口として許可を得ております清津川発電所の放流口へ変更するものでありまして、東京電力はルールに基づいた変更申請を国に提出しているところであります。

この申請につきまして、国から県へ河川法第36条に基づきまして意見照会があり、県から関係市町村へ意見照会が来ておりまして、魚野川流域の関係市町は支障ないと回答しております。十日町さんのほうは近々回答するようであります。この手続の完了によりまして、清津川発電所の放流水を使用して石打発電所を稼働することになるわけで、現在は魚野川湯沢取水口からの取水で石打発電所を運転している。

5トンということが、議員のほうからもお話が出ましたし、そういうことで年平均で1トン程度減少しようということは伺っております。湯沢発電所の許可最大取水量は6.12トンであったわけです。今までも常時6トンを取水していたことはほとんどないわけでありまして、これが5トンになったから、ではどうだということははっきりはわかりませんが、いわゆるかんがい用水ではそう大きな支障は出ないのではないかという気がしております。ですが、農業用水の確保が一番でありますので、これに支障を及ぼさないように東京電力に対しましては、清津川発電所での取水が確実に行われるようお願いしてあります。西部幹線用水は、先ほど触れました農政局の水利権です。魚野川幹線用水路は今度は県の水利権ということで、情報を共有しながら水不足が生じた場合を想定して、関係者で水確保の検討も進めているところであります。

なお、魚野川流域水資源確保検討委員会の状況であります。議員が6月の一般質問された後に10月に一度開催され、魚野川での水確保の具体策について検討されたところであります。方策が3つも4つもありましたが、絞り込みはなかなか難しいということでありまして、本年3月にもう一度開催される予定でありましたが、これは延期になっております。

ただ、今の発電所の崩落事故の関係を受けて、3月30日に検討会議が開催されますが、ここでは先ほど触れましたシリーズ発電これらについて、東京電力から説明を受けるということになるかと思っております。以上であります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興について

認識の共有ということはあったのですけれども、事を荒立てないようにということでお願いという表現がよろしいかなと、私が独自に判断したわけであります。

昨年も発生しましたが、夏場の高温障害であります。昨年は9月の頭ですかフェーン現象が出たということでありました。ちょうど渇水期、一番水が不足するとデータが出ているのは大体7月から8月という部分でありました。検討委員会の中でも出たように渇水年——平成2年と平成6年、平成11年と3つの年が挙げられておりますけれども、自然流量に対して清津川からの分水分の放流がなければ、とても水不足になるというデータが出ているわけであります。

そうすると、この雪でありますから、春の作付についてはまず心配ないであろうと。要は夏場の部分でありますか。その3月30日にまた検討会議が行われて、シリーズ発電の説明があるということでありましたけれども、やはり農家の皆さんにとっては一番水が不足する部分について、本当にきちんとした対応ができるのだろうかという不安があるわけですから、大丈夫だというのは一日も早く知らせていただきたいと思っております。大丈夫だという情報について、4月中ぐらいには出るのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興について

水の状況につきましては、天候にも大きく左右されるわけでありまして、普通の状態では発電用水が放流されていたときであっても、渇水ということもあったわけであります。絶対大丈夫だということはちょっと言いきれませんが、先ほど触れました5トンは最低確保すると。最低でありますから、ここの取水許可はもっともたくさんあるわけですから、それは別にいたしまして。ですので、今の状況の中では渇水といいますか天候に左右される部分は別として、このことに起因しての渇水は起こり得ないだろうということで大体理解はしております。

なお、天候等によります渇水時の場合は、これはカッサダムという夜発電する発電所があります。あれは電源開発の所有だそうではありますが、これらについて何とか水の放流をお願いするというルートも、一応、確保はしておりますので、いざとなればそれらもお願いをしながら、国も交えて検討を進めていくということになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、先ほど3月30日の部分は、清津川・魚野川水環境検討会議でありまして、魚野川の流域検討会議ではございませんでしたので、失礼いたしました。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興について

ここの水に頼っている部分であります。取水している部分は約2,400町歩と言われておりますので、この部分に本当に水は心配ないのかということ、この大雪の中でも聞か

れております。そういう天候は抜きにして5トンという部分についての確保ということ、はっきりと4月中ぐらいには話をさせていただければなどは思っております。

4 保健・医療・福祉について

3つ目のほうは終わりました最後、保健・医療・福祉についてであります。生活困窮者自立支援事業の内容について伺う、であります。平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されます。生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策として、昨年度にはモデル事業が県内でも行われ、新年度からは全国で行われるわけであります。社会保険、労働保険が第1のセーフティネットと位置づけられ、求職者支援制度と生活困窮者自立支援対策が第2のネット、そして生活保護は第3のネットと全体像が描かれております。モデル事業を実施した自治体から課題としてあげられている問題についての市の考えを伺うものであります。

まずは統計によれば、人口の15%が生活困窮者、低所得者であり、支援の対象となる。必要な人に支援を届けるという観点から、生活現場に近い場所での相談、対応が求められるが、自立相談支援事業の相談室をどこに設置をするのかであります。

期限つき住居確保給付金に関連してであります、高額な民間賃貸住宅に住めない低所得者に対して、低家賃の住宅の確保と高齢者や精神障がい者の入居の際の公的保証人はどうするのかという問題。

そして、家庭相談支援事業に関連しては、家計管理がうまく行えないため生活再建がおぼつかない場合が多いが、当座の生活費や滞納した水道光熱費の工面のための緊急貸付制度をどうするのかと。

そして、事業に従事する職員の確保に関連してであります。専門的な知識や高度な職務能力が必要であるが、身分保障や職務に専念できる環境づくりに大事であります。単年度雇用という形態ではない身分保障をどう考えているのかであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

生活困窮者自立支援事業の関連についてお答えを申し上げます。まず相談室をどこに設置するのかということですが、この支援事業では社会福祉事務所設置自治体の必須事業として、自立相談支援事業、住居確保給付金の2つが義務づけられているところであります。市ではこれに加えまして任意事業であります家計相談支援事業と子どものための学習支援事業にも取り組むこととしておりまして、現在その準備作業中であります。

中核をなすのが自立相談支援事業でありまして、ご指摘のとおり相談場所は市民が利用しやすいところに設置するのが一番いいと考えております。利便性に加えまして相談者のさまざまな情報が得られやすいこと、身体障がい者の出入り、生活保護行政との連携これらを勘案いたしますと、やはり六日町駅近くであってバス路線もある市役所本庁舎の1階が最適であろうと思っております。しかしながら、本庁舎のスペース余裕はちょっとございませんので、現在、本庁舎の南分館の空きスペースを使用すべく計画を立てているとこ

ろであります。

具体的な時期は確定していませんが、それまでの間は、事業を受託する事業者の施設を暫定的に使用して相談を受ける方向で調整しております。一時的にちょっとご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。南分館の庁舎の一部につきましては、郡市医師会の事務局が今度は新しい病院ができますと、そちらのほうに移行していこうということになるかと思っておりますので、そういう中でここを使わせていただきたいということであった……（「休日救急」と叫ぶ者あり）失礼いたしました、医師会ではなく休日救急でした。

次に低家賃の住宅確保と入居の際の公的保証人であります。公営住宅あるいは低家賃の民間住宅これらも一定程度存在しておりますが、現在の居室数で必要な数は確保されているとは考えておりません。公営住宅につきましては、必要な改修等を行いながら長寿命化を図っておりますし、またバリアフリー化の改修可能な団地には対応を図っていきたいと考えております。それでもなお不足する状況が見込めるときには、民間施設を借り上げての利用、あるいは家賃補助等の民間ストックの活用も視野に入れた検討をしていかなければならないと思っております。

入居の際の保証人につきましては、家賃の損失補填以外にも遺留品の引き取り処分、火災時の損害賠償、死亡時の遺体引き取りなどさまざまな要素が考えられまして、市内ではほぼ全てのケースで保証人を求められる状況であります。これを公的機関で保証するということは極めて困難でありますので、生活保護担当部局では、困窮する方の孤立を解消する意味からも、近親者から保証人を受けてもらえるように助言や援助を実施してまいったところではありますが、新制度におきましても、でき得れば近親者からの協力を得られるよう支援を続けてまいりたいと思っております。

家計相談事業での相談貸し付けにつきましては、社会福祉協議会が貸し付けを実施している生活福祉資金と連動するように、国、県から制度の周知があったところでもあります。また、実際の融資までの期間を短縮する旨の情報を得ておりますので、今まで以上の利便性が確保されるものと期待しているところでもあります。

職員の身分保障であります。自立相談支援事業の実施要綱案では、主任相談支援員の配置が求められております。さらに「主任相談支援員等は原則として厚生労働省が実施する養成講座を受講し、修了証を受けたものとする」とこの規定がありますので、市でも委託先の事業者に対しまして、この研修への参加を促してまいりたいと思っております。

これらの研修を終了してキャリアを形成した職員のいる事業所は、単年度ごとの契約の際に優位な条件を持つこととなります。したがって、引き続き事業を受託したい事業者にとっては、おのずとこういう職員に対する雇用継続が図られるものだろうと思っております。実際のところはまだどうであるのかというのはちょっとわかりませんが、そういうことで身分保障もきちんとしていただけるように、事業者の方にも我々のほうからもお願いしていかなければならないと思っております。以上であります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

受託事業者でありますけれども、恐らく社会福祉協議会ではないかなと思っておりませんが、手挙げといってもこれだけの人員を抱えるということになると限られてくるのかなと思います。そうした中でも対象人口、15%という、大体9,000人ぐらいは対象となるわけですけれども、昨年度からの実施でいくと延べで相談が100件ぐらいという話でありました。そう多くはないのでありまじょうが、要はこういう制度を知らないがために相談に来ないという方がひょっとして出てくるとなると、大変な事態になったときにどうするのかという部分が心配になります。そうするとこういう制度自体、あなたは低所得者だからこういう相談をどうかというのを、こちらから持ちかけるのもどうかと思いますが、気軽にではないですけれども、相談にすぐに来てくださいということを周知するということが非常に大切だと思います。周知の方法についてだけ伺います。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

これは議員がおっしゃるように、きちんと周知ができないと漏れていたとか、突発的なことが起こり得る可能性があります。ただ、15%という部分について——15%というのはまだ推計ですけれども——うちの市では生活保護受給者世帯は、いつも申し上げておりますように県内20市の中で一番低い、本当に低いパーセントでありまして1.何%であります。それに連動するということではありませんけれども、15%ということにはならないのだろうとは思っております。ただ、周知はきちんとしなければなりませんので、具体的な周知方法について担当部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 4 保健・医療・福祉について

この制度の周知方法ですけれども、市のホームページそれから市報等も使うことはもちろんのことですけれども、再三お話をしてまいりました民生委員、児童委員の方々、春にも総会がありますので、そこで制度についてはお教えして、今までもそういった方々については地元でいろいろな生活保護の関係ですとかは受けておりますので、継続して行っていただくよう指導もしましてお願いをしたいと考えております。

あと、行政区の区長さんがどこまでできるかわかりませんが、あらゆる機会を通じて地域の役員の方々等にもお願いをしてまいりたいと考えております。以上です。

○寺口友彦君 終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は、3月16日月曜日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後4時16分]